

第五章 戦後の民主化から町村合併へ

合併へ

第一節 民主化の波

116 朝鮮人の帰還をめぐる

(イ) 朝鮮人等に関する調査の件

一九四六年三月十八日

日本ニ居住スル朝鮮人中華民国人本島人及本籍ヲ北緯三十度以南（口之島ヲ含ム）ノ鹿児島県又ハ沖縄県ニ有スル者
各別総数

朝鮮人	七八名
中華民国人	一名
本籍ヲ北緯三十度以南（口之島ヲ含ム）ノ鹿児島県又ハ沖縄県ニ有スル者	一名
本島人	一名

計

国籍別帰還希望者数

七九名

朝鮮人

四七名

本籍ヲ北緯三十度以南（口之島ヲ含ム）ノ鹿児島県又ハ沖縄県ニ有スル者

一名

帰還目的地別帰還希望者数

一、朝鮮人

イ、北鮮（北緯三十八度以北）ヲ帰還目的地トスル者

ナシ

ロ、南鮮（北緯三十八度以南）ヲ帰還目的地トスル者

慶尚北道	一三名
慶尚南道	二六名
全羅北道	四名
全羅南道	四名

二、中華民国人

ナシ

三、本籍ヲ北緯三十度以南（口之島ヲ含ム）鹿児島県又ハ沖縄県ニ有スル者

帰還目的地別
徳之島

帰還希望者数

一名

(ロ) 非日本人送還ニ関スル件 一九四六年五月六日
昭和二十一年五月六日起案

役 場

帰還希望朝鮮人宛

非日本人送還ニ関スル件

先ニ帰還希望書提出有之候処左記ノ通り決定通知有之候
条及通知候也

記

一、四月十五日ヨリ九月三十日迄ニ送還完了ノコト

一、帰還証明書ハ米穀通帳持参役場ニ於テ受クルコト

一、送還計画ハ慶尚南道 慶尚北道 忠清北道ノ三道

出身者ヲ先トシ逐次他道ニ及ブ方針ナリ

一、荷物ハ一一・五キロトシ五〇キロ重量二個ハ貨

車扱トシ一一・五キロハ手荷物トシ本人持参スルコ

ト

一、現在ノトコロ集合駅ハ品川駅出発時刻ハ十九時

(午後七時) ニシテ博多乗船釜山上陸トス

尚不明ノ点ハ役場ニ問合セテ下サイ

(ハ) 朝鮮人の現在数調査の件

一九四六年十月二十五日

三真収五三〇号

昭和二十一年十月二十五日

真鶴町長 青木市三郎

足柄下地方事務所長殿

朝鮮人の現在数調査の件

標記について左記の通り御報告致します

記

昭和二十一年九月三十日現在

世帯数	男	女	備 考
二二	三五	三七	

(ニ) 朝鮮に帰還されるための御知らせ

一九四六年六月八日

昭和二十一年六月八日

真鶴町外二ヶ村組合長

帰鮮者殿

朝鮮に帰還されるための御知らせ

今度朝鮮人聯盟神奈川県本部、神奈川県より皆様へ朝鮮人帰国の特権を与えられる事になりました、帰国希望の方々は別紙「朝鮮に帰還する皆様へ」の御知らせを御読みになつて各世帯別に帰国申込書に記載の上眞鶴町外二ヶ村組合役場へ来る六月二十日迄に申出下さい。

朝鮮に帰還される皆様へ

小田原市、足柄上、下郡に在住して居られる方で南朝鮮（米軍進駐地域）へ帰られる朝鮮出身の皆様は七月一パイにお歸りにならないと帰国の特権を失はれます、そこで帰国を希望される方は次に記した事項をお含みの上至急最寄町村役場へお申し出下さい。

但し帰国斡旋は強制ではありませんから

自分。で。自由。に。帰。国。を。する。し。な。い。か。を。お。決。め。下。さ。い。

記

1、最寄町村役場では皆様に帰還証明書を差し上げます

又切符の斡旋も致します。

2、最寄町村役場へお出の時は米穀通帳と物資通帳を持

参下さい。

3、聯合軍最高司令部は毎日四千人宛送るようにと嚴重に指令してゐますのであるべく遅れて帰らうなどと思つて日を延してゐると切角の帰る機会を失ひます。

4、先に行くと種々の特権が与へられるやうに考へることも全く事實の無いことで

持帰金壹千円も、持帰り荷物の限度（一人一二、五キロ）も変更されることは絶対に無い方針だとマ司令部は明言して居ります。

5、荷物を無事に本国迄持ち帰られるだらうかと言ふ心配をして居られる向もあるやうですが荷物も身柄も博多の朝鮮人聯盟、引揚援護局で充分御世話を致すことになつて居ります、

6、日本政府の此の輸送に朝鮮人聯盟でも

此の輸送がぐあいよく行く様に種々と協力して居ります。

小田原市、足柄上、下郡の輸送日は七月二十五日、三十日、の二日間で品川駅に午後四時迄に集合し午後八

時二分に発車することになって居ります。以上。

朝鮮人聯盟神奈川県本部
神 奈 川 県

(ホ) 朝鮮人在住者名簿並ニ帰鮮放棄者名簿ノ件

一九四七年二月三日

二三真収第一二二一号

昭和二十二年二月三日

足柄下郡真鶴町長 青木市三郎

足柄下地方事務所長殿

朝鮮人在住者名簿並ニ帰鮮放棄者名簿ノ件

標記ノ件ニ関シ別紙ノ通り報告申上候間可然御手配被下
度願上候

記

一、真鶴町在住朝鮮人	世帯数	二〇世帯
人員	七九名	
一、帰鮮放棄者数	世帯数	二〇世帯
人員	七九名	

(真鶴町役場蔵)

以上の史料は、「昭和二十一年十月起 朝鮮人関係綴 真

鶴町役場」の中におさめられていたものである。この簿冊は五一点の史料をおさめ、その大半は連合国総司令部・神奈川県等の上部組織からの伝達と、真鶴在住の朝鮮人の帰鮮意思確認の史料で占められている。朝鮮人関係の文献史料が乏しい中で貴重な史料といえる。

(イ)史料はGHQの司令に基づいて、神奈川県厚生課長あてに、真鶴町・岩村・福浦村に在住する朝鮮人等の人数を報告し、あわせて帰還希望者の数を報告したものである。在真鶴地域朝鮮人七八人中六割にあたる四七人が帰還している。また帰還希望者全員が北緯三八度線以南の南鮮を帰還目的地とし、とくに慶尚南道出身者が多かったことがわかる。なお、ここにおける朝鮮人・中国人・琉球人および台湾人は、国籍とは別であることがGHQより指示されている。

(ロ)史料により、帰鮮実務が町役場において実施されたことがわかる。

昭和二十一年三月二十一日時点で在真鶴地域朝鮮人は七八人で、そのうち帰還希望者が四七人おり、九月末には帰還が一応完了しているとみられるので、(ロ)史料の男女合計七二人は、三月の調査時点以後登録された人が四〇人ほどいたこと

になる。それらを考慮すると、終戦時真鶴町には一〇〇人を超える朝鮮人の方々がいたことになる。

(二)史料は、神奈川県における朝鮮人の帰還取りまとめには、神奈川県と朝鮮人連盟神奈川県本部が中心となったことがわかる。

(三)史料は、前年十月の調査と比べ、二世帯減少し、七人増となっている。

117 真鶴町警察職員の定数及び警察の位置、名称管轄区域に関する条例 一九四八年三月七日

警察職員の定員及び警察の位置名称

管轄区域に関する条例

第一条 真鶴町警察に左の職員を置く

警察吏員

警察長

巡查部長 二人

巡查 査 四人

その他の警察職員

警察書記 二人

第二条 警察長は警察署長を兼ねる

第三条 警察長に事故があるとき又は欠けたときは上席の警察吏員がその職務を代理する

警察長は部下にその事務の一部を代理させることができる

第四条 巡查部長は上司の指揮監督を受け警察事務に従事し部下の巡查を指揮監督する

第五条 巡查は上司の指揮監督を受け警察事務に従事する

第六条 警察書記は上司の命を受け事務に従事する

第七条 警察署の名称は真鶴町警察署とし真鶴町七四五番地の一に置き真鶴町の区域を以てその管轄区域とする

第八条 この条例施行に関し必要な事項は公安委員会がこれを定める

附 則

この条例は警察法施行の日からこれを施行する

(真鶴町役場蔵)

新たな警察法が一九四七年十二月十七日に公布され、翌四八年三月七日施行された。本条例は、いわゆる警察の民主化、地方分権化を具体的に示すもので、新警察法の施行と同じ日時に真鶴町において施行されたものである。

景品付選挙投票について 一九四九年一月二十日

昭和二十四年一月二十日 岩村選挙管理委員会

景品付選挙投票について

来る一月二十三日執行の衆議院議員選挙及最高裁判所裁判官の国民審査投票には有権者の皆さん一人も洩れなく投票をして下さい
投票当日はくじにより煙草の景品があります

(真鶴町役場蔵)

当時の選挙啓蒙活動のあり方の一端を知る史料として採用した。

農地解放実績調査表 一九五〇年三月二十日

買収登記完了筆数及反別

買収期日	筆数	反別	登記完了月日
昭和22.10.2	29	19,908 反	昭和25.1.20
〃	2	.120	25.2.9
23.7.2	15	30,517	25.1.20
23.2.2	8	農地 14,500 宅地 107坪	25.1.20

買収 自農特登記月報

昭和25年3月20日現在 岩村農地委員会

買収期日	筆数	反別	登記完了月日
昭和22.10.2	29	19,908 反	昭和25.1.20
〃	2	.120	25.2.9
23.7.2	15	30,517	25.1.20
23.2.2	8	農地 14,500 宅地 107坪	25.1.20

買収 自農特登記月報 昭和25年3月20日

買収期日	筆数	反別	登記完了月日
昭和22.10.2	29	19,908 反	昭和25.1.20
〃	2	.120	25.2.9
23.7.2	15	30,517	25.1.20
23.2.2	8	農地 14,500 宅地 107坪	25.1.20

買 収				売 渡			
自農法登記調				自農法登記調			
昭和25年5月20日現在岩村農地委員会				昭和25年5月20日現在			
種 別	嘱託書提出筆数	嘱託書提出面積	本月迄長 嘱託書提出面積	種 別	嘱託書提出筆数	嘱託書提出面積	本月迄長 嘱託書提出面積
農 地			215.419反	農 地			595.209反
宅 地			1,101坪	宅 地			2,313坪

買 収 及 売 渡 期 別 登 記 済 調									
買 収					売 渡				
期 別	田 畑		宅 地		備 考	田 畑		宅 地	
	筆数	面 積	筆数	面 積		筆数	面 積	筆数	面 積
昭和									
22.10. 2	31	20.028反				29	19.908反		
22.12. 2	44	75.804	1	25		44	75.709	1	25
23. 2. 2	8	14.500	1	107		8	14.500	1	107
23. 3. 2	46 [㊦]	65.110	4 [㊦]	341		237 [㊦]	445.605	16 [㊦]	1,641
23. 7. 2	31	31.615	3	394		31	31.615	3	396
24. 7. 2	5	3.315	1	144		5	3.315	1	144
24.12. 2	2	2.916				1	.109		
25. 2.15						3	2.807		
25. 3. 2	4	2.111				4	2.111		
	169	215.419	10	1,101		363	595.819	22	2,313

物の納=㊦ 未墾地=㊦

農地解放実績調査

神奈川県足柄下郡岩村農地委員会

1 買収された農地面積及対価と地主数					
買収期日別	畑	計	畑	計	地主数
昭和	反		坪		
1 22.10. 2	33,113		19,047		16
2 22.12. 2	62,511		28,293		15
3 23. 2. 2	14,500		10,370		4
4 23. 3. 2	469,618		140,687		11
5 23. 7. 2	5,622		1,715		8
6 23.10. 2	3,812		1,202		1
7 24. 7. 2	3,719		1,329		4
8 24.12. 2	2,916		813		2
9 25. 3. 2	2,111		692		3
合 計	598,202		204,128		64

2 管理替（所属替も含む）農地面積及対価					
財産税物納 旧軍用地	反				
	5,000				617
計	5,000				617

買 収 済	面 積	売 渡 済	面 積
今後買収見込	反	今後売渡済	反
管 理 替 済	5,000	売渡保留見込	5,000
今後管理替済			
計	5,000	計	5,000

3 売渡面積と対価と売渡された戸数					
承認時期別	畑	計	畑	計	戸 数
昭和	反	反	反	坪	
22.10. 2		43,907		20,385	26
22.12. 2		83,311		43,685	39
23. 3. 2		431,605		124,023	120
23. 7. 2		29,423		13,009	21
24. 7. 2		3,719		1,413	5
24.12. 2		109		40	1
25. 3. 2		4,918		1,573	6
合 計		598,202		204,128	218

（真鶴町役場蔵）

一九四六年（昭和二十一年）十月「自作農創設特別措置法」

「農地調整法改正法」が公布され、いわゆる第二次農地改革が実施されることとなった。これらの法案により、不在地主所有の全小作地および在村地主の所有する小作地について、北海道では平均四町歩、それ以外の地域では平均一町歩（神奈川県の場合七反歩）を超える部分は解放されることがされた。

本史料は、岩村農地委員会の調査による農地解放の実績、ならびに登記実績の神奈川県への報告資料である。本史料によって、農地解放が岩村においては畑についてのみ実施されたこと、およびその面積、地主数、さらに昭和二十五年には農地解放が終了したこと等が把握できる。なお、合計数値の違いは無視しそのまま史料の表記によって採録した。

120 真鶴町・岩村の湯河原都市計画区域編入について

一九五〇年十二月八日

建設省告示第千二百十一号

都市計画法第二条第二項の規定によつて、神奈川県湯河原都市計画区域を次のように変更する。

昭和二十五年十二月八日

旧区域	足柄下郡湯河原町	全部	建設大臣 増田甲子七
新区域	足柄下郡湯河原町	全部	
	同真鶴町	全部	
	同吉浜町	全部	
	同福浦町	全部	
	同岩村	全部	(真鶴町役場蔵)

湯河原町は、先に都市計画法上の指定を受け、その区域が湯河原町の範囲に決定されていたが、昭和二十五年五月、都市計画事業の統一をはかるために、吉浜町・福浦村・真鶴町・岩村を付け加えることとなった。手続的には都市計画区域の指定は、都道府県知事が関係市町村および都市計画地方審議会の意見を聞いて建設大臣の認可を得て行われる。本史料は、そうした手続を経て建設大臣によってなされた告示である。一九五四年（昭和二十九）三月に出された神奈川県町村合併試案である鶴岡案によれば、湯河原町・吉浜町・福浦村・真鶴町・岩村は合併することが望ましいとされ

たが、こうした都市計画の存在もその背景としてみる事ができる。

121 真鶴町警察署を維持しないことを住民投票に付する

件 一九五一年八月三十一日

議案第三十九号

真鶴町警察署を維持しないことを住民投票に付する件

警察法の一部を改正する法（昭和二十六年六月十二日法律第二二三号）第四十条の三に依り真鶴町自治体警察を維持しないことを別紙理由により住民投票に付するものとする。

昭和二十六年八月三十一日提出

真鶴町長 橋本徳治

『同日原案可決』

自治体警察を維持しないことを住民投票に付する理由

この度公布されました警察法の一部を改正する法律に

よって弱小自治体警察が国家警察への併合は住民の一般投票によって、警察を維持するか、しないかを決定するようになりました。

本町の自治体警察についても、今後を慎重に審議した結果、真鶴町議会は左記の理由によって自治体警察を、維持しないことを住民投票に付するよう議決し広く一般住民の自由なる良識に訴える次第であります。

記

一、真鶴町は自治体警察を維持するため、毎年貳百拾万円乃至貳百参拾万円を要し内、国庫より収入が約百四拾万円乃至百六拾万円ありますが、差引六拾万円乃至七拾万円の支出は必然となり、現在の警備力を保有するには、尚将来の支出は増加するものと考へられます。

然るに当町の財政は、来年度より町有漁業権よりの収入は得られず、わずか漁業者団体よりの寄附による程度であり、これによる歳入減は数百万円に及び来年度よりの町財政は誠に貧弱な状態となります。

従って支出についても出来得る限りの節約と事業費の削減をしなくてはなりません、今回警察法の改正により自治体警察を、国家警察に併合出来ることになったので警察費の削減をして町財政の確立の一方針としたいものであります。

(真鶴町役場蔵)

民主化と地方分権を柱とした警察法は、施行からわずか三年余で大転換をむかえた。本史料は、自治体警察である真鶴町警察署を「維持しないこと」を住民投票にけることに決した議案書である。隣接の湯河原町は「自治体警察維持に関する」住民投票を実施しており(同年九月二十八日)、町当局のその対応には差がみられる。

第二節 進む町づくり

122 岩村共有地貸付条例 一九四六年十二月二日

議案第二六号

岩村共有地貸付条例を左の通り制定する

昭和二十一年十二月二日提出

岩村長 土屋 康二

岩村共有地貸付条例

第一条 岩村基本財産又は岩村有財産である宅地、畑、山林、雑地、石丁場を岩村共有地と称しその貸付は本条例の定める所による

第二条 岩村住民は岩村共有地(以下共有地と称す)の貸付を申請することができる

岩村住民でなくとも岩村に特別の関係をもつ者は貸付の申請をすることができる

第三条 共有地の貸付期間は左の通りとする

一、宅地 十ヶ年以内

二、畑 五ヶ年以内

三、山林 十九ヶ年以内

四、雑地 五ヶ年以内

五、石丁場 五ヶ年以内

前項の種別は土地台帳又は現況によらず使用目的によつて決す

借受期限が満了したときは更新の申請をすることができ

第四条 共有地貸付の申請があつたときは村長は村会に詢つて許可不許可及貸付期間を決定しなければならぬ

村会は共有地貸付に関する調査の爲め委員三名以内を互選することができる

第五条 共有地の貸付を受けた者左の各号の一に該当する場合は村長は賃貸借契約を解除し又は貸付面積を減じ此旨を借受人に通知する

一、村会の承認を得ず他に転貸したとき

二、借受目的に反する使用をなしたとき又は全然使用

せぬとき

三、耕作地につき法令により耕作面積を限定されたと

四、賃借料を滞納したとき

五、本条例又は契約書に違反したとき

六、公益上必要あるとき

第六条 賃借料は村会の定めた額とし村長の指定した期日に納入する

契約を解除した場合既納の賃借料は還付しない

但し前条第三号又は第六号による場合は月割又は日割で還付する

第七条 第五条第一号第二号第四号第五号によつて契約を解除された爲め賃借人に損害あるも村は之が賠償の責は負はない

第四条によつて貸付を許可された者は確実な岩村住民二名以上の保証を要し此の保証人は賃借人と連帯して一切の責任を負担する

附 則

第八条 本条例は昭和二十一年九月十六日に遡って施行する

大正十五年六月二日議決岩村石丁場其他他貸付規程は昭和二十一年十二月二日之を廃止する

岩村有石丁場其他土地貸付規程ニ関スル内規

昭和二十一年十一月一日施行

岩村有石丁場其他土地貸付規程ニ関スル内規昭和二年拾月貳拾八日岩村會議員協議会ノ同意ヲ經テ左ノ通相定ム

記

一、岩村有石丁場其他土地貸付規程ニ依リ新ニ土地賃借ノ申請ヲナス場合ハ左ノ金額ヲ申込手数料トシテ寄附

セシムルモノトス

石丁場一ヶ所ニ付

金五円也

住宅地一ヶ所ニ付

金貳円也

開墾又ハ造林一ヶ所ニ付

金貳円也

二、規程第八条ニヨリ賃借人が賃借地ヲ他ニ転貸譲渡ノ許可ヲ受ケムトスル場合ハ譲渡金ノ百分ノ三ニ相当ス

ル金額ヲ寄附スベシ

特別ノ事情アル者ニ対シテハ組合長ハ協議会ノ意見ヲ徴シ前項ノ寄附ヲ減額シ又ハ寄附ヲ為サシメザル事ヲ得

三、本内規ニ反スル土地貸付申請及占有権転貸譲渡ノ申請ハ之レヲ受理セズ

四、本内規ニ定ムル寄附金ハ役場費ニ指定セシムルモノトス

附 則

本内規ハ昭和二年拾壹月一日ヨリ施行シ大正十五年四月一日分ヨリ適用スルモノトス

(真鶴町役場蔵)

岩村は広大な石丁場を基本財産として所有していたが、さらに、岩村有地をあわせて岩村共有地となし、その貸し付けを条例として明確にしたものが本史料である。なお、これによって廃止された「大正十五年六月二日議決岩村石丁場其他他貸付規程」に関する内規(昭和二十一年十一月一日施行)を添付した。

123 豆潜水艦引上作業実施申請について

一九四八年九月十五日

二十三真発第二八六号

豆潜水艦引上作業実施申請について

戦時中当漁港に繋留してありました豆潜水艦一艘終戦時駐屯して居りました進駐軍の手によって魚市場岸壁に曳航爆破沈没せしめた儘今日に立至って居りますが、この場所は碎氷機の前である為漁船の繋留、氷の積卸は全く不可能の状態にあり施設の無い他の岸壁を使用する外無く操作に甚だ不便を感じ是に起因してか最近寄港漁船数も漸減しつゝある現況でありますので至急右艦船の引上げ作業実施方特段の御配意賜りたく申請いたします

昭和二十三年九月十五日

足柄下郡真鶴町長 松 本 起

神奈川県知事 内山岩太郎殿

(真鶴町役場蔵)

第二次世界大戦終結直前、真鶴港には決戦準備として海軍の特攻基地施設が設けられ、潜水艦が配備されていたが、そのことが本史料からもわかる。豆潜水艦沈没のため港の使用が制限され、関係者を悩ませたことは、同文の申請が六月三日付で神奈川県知事に出されているところからもうかがえる。

124 港湾状況調査について 一九四九年十月十四日

港湾調査要目

一、一般

1、出入港に際し船舶運用の難易及その概要

昭和二十四年八月三十一日襲来のキティ颱風により北防波堤全壊したるため捨石港内に転入、船舶の出入に支障を来す

2、位置、背後地との関係、人口

真鶴町は人口六四八二を擁し京浜地区並に箱根湯河原温泉地区とも東海道本線にて結ばれ背後地との交通は至極便にして経済観光両面より見て最上の地に

位置す

3、河港海港又は天然港築港の別

築港

4、航路標識の設備状態

港口灯台は北防波堤に設備しありたるもキティ颱風により倒壊す

5、港内の広さ、水深、底質障害物の有無

水深四一六米 底質土砂及玉石 広さ約八五、四〇

〇 秤

二、気象及び海象

1、特異点、季節風の強弱、風向、霧の有無、結氷期、最高及最低気温

特異点なし、季節風、春―南風、夏―南風、秋―北

西風、冬―北々西風、颱風季節を除き概して弱、

霧―無、結氷―無、最高気温三五・四度 最低気温

〇・四五度

2、気象通信機関附近所在の气象台、測候所、その他の気象通信機関の名称 港よりの距離及び送受信の

可否

中央气象台酒匂分室（北々東約一四軒）普通電話連

絡

3、潮汐港内外の潮流の強弱流向及び潮の昇降差

平均高潮間隙 (M. H. W. I.) V^h 10 m

平均水面（基準水面上） 1.0 m

大潮升 (SP. rise) 1.5 m

小潮升 (NP. rise) 1.1 m

三、錨地

1、水深 底質 錨掻きの良否

水深 五米、底質 土砂玉石 錨掻き良

2、入港可能船舶の屯数及隻数

入港可能最大船舶約五〇〇屯級

五〇屯級船舶で約三〇隻

四、繫船設備

1、次の設備について各々の名称長さ、巾、水深、繫

船設備の良否、最大能力

イ、栈橋

ロ、岸壁（繫船可能）

延長三六三米、内訳

水深	一米	一六四米
	二米	三四米
〃	四米	一六五米

ハ、埠頭

2、浮標、番号、又は名称種類能力

五、通信施設

1、海上保安庁通信所、電通省海岸局、港務無線
業無線 電報電話局及び郵便局の存否、同機関迄の
距離並に通信能力

真鶴郵便局（海岸約三〇〇米）

2、鉄道及び汽船航路の連絡の便

東海道本線真鶴駅迄海岸より一、二二〇米

汽船航路の連絡なし

六、造修施設

1、造船所名及び船渠上架設備の能力及びその数

真鶴造船所、月産約一〇〇吨、上架設備二、能力一

〇〇吨級、三〇〇吨級船舶迄造船可能

2、修理工場名及び修繕能力

玉井鉄工所 真鶴鉄工所

七、補給施設

1、燃料貯蔵庫、タンクの有無容量 補給の可否及び

その方法

タンク二、容量各、三〇吨、補給方法はドラム缶に

より補給

2、清水、給水の可否、給水量、給水方法 給水船の

有無

清水は町営上水道により魚市場前岸壁より給水可能

給水量制限なし給水船無し

3、食糧品補給の可否

補給可能

4、儀装品需品類補給の可否

儀装品補給一部可能

需品類補給可能

5、その他

八、救難施設

1、起重機船消防艇曳船の存否及び要目性能

起重機船一

消防艇、曳船無し

2、救難関係会社の所在及び同社所属の救難用船の有

無

3、救難指定船の存否及び要目性能

4、水難救済会の存否及びその施設

九、所在機関

1、警察、税関、検疫所、市町村役場等の存否と連絡

方法

真鶴町警察署 海岸より約一、〇〇〇米

真鶴町役場 海岸より約六〇〇米

2、他官庁所有の警羅船監視船等の有無及びその要目

性能

一〇、その他

1、衛生状況風土病の有無流行病発生の惧れの有無医

療施設の有無

風土病流行病発生の惧れ無

医療施設 健康保健診療所（船員保険指定医）

医院

歯科医

2、水先、自由区強制区の別 水先区 水先人の乗船

位置

3、荷役設備

イ、起重機の数最大能力

ロ、倉庫の所有者 棟数 種類 総坪数

漁具倉庫一〇棟 八五〇坪

(真鶴町役場蔵)

本史料は、横浜海上保安本部の港湾状況調査の照会に対し真鶴町長が報告をしたものである。これによって一九四九年(昭和二十四)当時の真鶴港の状況が把握できる。

125 真鶴町営魚市場条例 一九五〇年十二月二十六日

議案第三十七号

真鶴町営魚市場条例を次のように定める。

昭和二十五年十二月二十六日提出

真鶴町長 橋本徳治

真鶴町条例第六十四号

真鶴町営魚市場条例

第一条 本町魚市場経営のため真鶴町千九百四十六番地の九に魚市場作業場及び事務所を置き真鶴魚市場(以下「本市場」といふ)と称す。

第二条 本市場に於ては左に掲げる食品の取引をする。

一、魚貝類

二、魚貝類の加工品

三、海草類及び水産食糧品

第三条 本市場の運営に関する事項を審議し、町長の諮問に應ずるため、魚市場運営委員会(以下単に「委員会」といふ)を置く。

2、委員会の委員は六名とし、本町議会議員中より本町議会に於て選任し、町長がこれを委嘱する。

第四条 前条の外委員会に関する事項は真鶴町議会常任委員会及び特別委員会条例(昭和二十年七月真鶴町議会条例第一号)中特別委員会に関する部分を準用する。

第五条 本市場に関する現金の出納は副収入役がこれに当る。

第六条 本市場の運営に関し必要な事項は、この条例で定めるものゝ外規則でこれを定める。

附 則

1、この条例は公布の日から施行する。

2、真鶴町魚市場使用料条例(昭和六年十二月真鶴町

条例第十三号）は廃止する。

3、この条例施行の際現になされたるものについては、なほ従前の例による。

『同日原案可決』

（真鶴町役場蔵）

町営魚市場からの収入は、町の財政収入項目の中に入れており、重要な位置を占めていた。本史料は、そうした点から採用した。

126 真鶴町外二ヶ村組合規約 一九五一年四月九日

真鶴町外二ヶ村組合規約

（名称）

第一条 本組合は真鶴町外二ヶ村組合という

（構成地方公共団体）

第二条 本組合は左の三ヶ町村を以て組織する

真鶴町

岩村

福浦村

（共同処理すべき事務）

第三条 本組合に於て共同処理すべき事務は次の通りである

一、組合財産管理に関する事務

二、隔離病舎に関する事務

三、火葬場経営に関する事務

（事務所の位置）

第四条 組合の事務所は真鶴町役場内に置く

（議員の定数及び選挙の方法）

第五条 (1) 組合議会の議員定数は十二人とし真鶴町六

人、岩村三人、福浦村三人をそれぞれ各町村の議会に於て議員の中から互選する。

(2) 議員に欠員を生じた時は関係町村の議会において速かにこれを補充しなければならない

い
（議員の任期）

第六条 (1) 議員の任期はその議員が前条の選挙をうけ

た当時の各町村議会の議員である期間とする

(2) 議員は再選を妨げない

(執行機関の組織と選任の方法)

第七条 (1) 組合に組合長一人、助役三人、収入役一人を置く

(2) 組合長は真鶴町長を助役は岩村長、福浦村長、真鶴町助役を収入役は真鶴町収入役をもつて充てる

第八条 本組合に書記一名を置くことが出来組合長が命
免する

(組合費用の支弁方法)

第九条 (1) 組合に要する経費は組合財産より生ずる収入及び組合に属する収入並びに左の方法により計算した分賦金を以て之に充てる

毎年度予算開始前に於て前年十二月末日現在に於ける各町村の現住戸数を標準として各町村に分賦する

(2) 伝染病患者を収容したるときはその関係町村の負担とする

附 則

1、本規約は公布の日より施行し昭和二十六年五月一日から之を適用する

2、本規約の施行により大正六年六月十一日公布の真鶴町外二ヶ村組合規約は之を廃止する

(真鶴町役場蔵)

真鶴町・岩村・福浦村の一町二か村は、一九四六年(昭和二十一年)七月三十一日に従来真鶴町外二ヶ村組合を解散し、各々の役場を新設し、役場事務を運営してきた。それを修正し、「組合財産管理」「隔離病舎運営」「火葬場経営」の三業務に限って共同処理することを約したのが本規約である。

127 真鶴岬灯台設置陳情書 一九五五年三月

陳 情 書

従来より真鶴港は相模湾を航行する船舶の唯一の避難港

として伊東、三崎両港を結ぶ航路に於て重要な役割を果して参りました。又真鶴港を利用する船舶も非常に多く港湾統計調査に依ると年間八拾万屯の多きを数へ特に京浜地方との往来は繁多を極めてゐる現状であります併るに夜間船舶の航行に際しては港口灯台の光達距離が短いため非常に不便を感じ、特に伊東、下田方面よりの船舶は灯光が真鶴岬に遮ぎられ全然利用不可能の状態にあります。従前は岬の中央部にあつた航空灯台を利用し航行の安全を期して居りましたが廃止された今日運航の不便は筆舌に尽し難く真鶴岬への灯台設置は船舶所有者の渴望して居る処であります

特に岬尖端笠島沖にある暗礁は現在迄数度に亘る難船の記録もあり、平日は勿論、一朝暴風襲来時に於ける航行の危険は寒心に耐えぬものがあります

又一面真鶴港の災害復旧工事も完了し真鶴港は夕実共に完備した避難港として再出発する事となりました

此の秋に際し真鶴岬に灯台の設置がされた場合は其の利用度は更に拡大され夜間に於ける相模湾航行の安全は期

し得られる事を確信致します

以上申述べました如く真鶴岬灯台の設置は海運関係者は勿論各方面より熱望して居る処で海難防止の見地よりも之が実現は緊急の要事であると思ひます

何卒右事状御賢察下され一日も早く真鶴岬灯台の建設を茲に陳情致します

昭和三十年三月

真鶴町長 橋本徳治

議会議長 三木竹吉

船主組合長

漁業協同組合長

岩村長

〃議長

〃協同組合長

福浦村長

〃議長

〃組合長

(真鶴町役場蔵)

一九五二年（昭和二十七年）三月に真鶴港港口灯台（北防波堤灯台）が完成し、点灯を開始した結果、房総方面からの船舶は大いに恩恵を受けることとなった。しかしながら、伊豆方面からの船舶は、従来の岬中央部にあった航空灯台もなくなり、夜間の航行に不安を感じるようになっており、真鶴岬に大型灯台の設置をなすことは多年の願いであった。港口灯台の完成を経て、あらためて関係各所へ陳情をなした際の陳情文が本史料である。

128 真鶴町岩村組合規約 一九五五年三月二十三日

真鶴町岩村組合規約制定について

真鶴町及び岩村は協議の上真鶴町岩村組合規約を別紙のとおり定めるものとする。

昭和三十年二月二十三日

真鶴町長 橋本徳治郎

『同日原案可決』

右謄本也

真鶴町岩村組合規約

（名称）

第一条 この組合は、真鶴町岩村組合という。

（組合を組織する地方公共団体）

第二条 この組合は、次の二ヶ町村をもって組織する。

真鶴町

岩村

（組合の共同処理する事務）

第三条 この組合において共同処理する事務は次のとおりとする。

一、組合財産の造成管理に関する事務

二、中学校教育（就学に関する事務を除く。）に関する

事務

三、隔離病舎に関する事務

四、火葬場に関する事務

（事務所の位置）

第四条 この組合の事務所は、真鶴町役場内に置く。

（議員の定数及び選挙の方法）

第五条 この組合の議会の議員定数は十二人とし、その選出区分は次のとおりとする。

真鶴町 六人

岩 村 六人

2、前項の組合の議会議員は各町村議会において、その議員のうちから互選する。

3、議員に欠員を生じたときは、関係町村の議会において速かにこれを補充しなければならない。

(議員の任期)

第六条 議員の任期はその議員が前条の選挙を受けた当時の各町村議会の議員である期間とする。

2、議員は再選を妨げない。

(組合の執行機関の組織と選任の方法)

第七条 組合に組合長一人、助役二人、及び収入役一人を置く。

2、組合長は真鶴町長を、助役は岩村長及び真鶴町助役を収入役は真鶴町収入役をもって充てる。

3、前項に定める者の任期はそれぞれその職務の任期中とする。

(教育長)

第八条 教育長は関係町村内における教育長の資格を有する者のうちから組合長が任免する。

(補助職員)

第九条 この組合に必要な補助職員を置き関係町村の職員のうちから当該職員の任命権者の同意を得て組合長が任免する。

(経費の支弁の方法)

第十条 この組合の経費は関係町村の分担金及び使用料その他の収入をもって充てる。

(経費の分担方法)

第十一条 前条の分担金に関する関係町村の分賦区分は毎年度予算開始前において前年十二月末日現在における関係町村の現住戸数割十分の五、現住人口割十分の五により計算する。

2、伝染病患者を収容したときは、その関係町村の負担とする。

(その他必要な事項)

第十二条 前各条に定めるものを除く外、この規約施行

に關し、必要な事項は別に定める。

附 則

1、この規約は神奈川県知事の許可のあった日から施行する。

2、組合経費の分担金に関する関係町村の分賦区分は第十一条の規定にかゝらず当分の間次のとおりとする。

真鶴町 百分の七十五

岩 村 百分の二十五

3、真鶴町岩村中学校組合規約（昭和二十七年十二月十八日公布）は廃止する。

（真鶴町役場蔵）

昭和三十年三月一日、福浦村村長は吉浜町町長・湯河原町町長と連名で、神奈川県知事に昭和三十年四月一日をもつて右三町村が合併し、湯河原町となる合併申請書を提出した。これによって真鶴町外二ヶ村組合は事実上解消し、あらためて、真鶴町と岩村において組合規約を制定したものが本史料である。

第三節 漁業権とその紛争

―大正末期から戦後まで―

129 真鶴村漁業権管理行為ニ対スル調停案

一九二六年八月二十三日

真鶴村漁業権管理行為ニ対スル調停案

真鶴村有財産タル漁業権管理行為ニ関シ村會議員中競争入札派ト特売派トノ両派ニ岐レ紛擾中ノ処我等五ヶ町村長ハ附近町村長タル故ヲ以テ之レガ居中調停ノ任ニ當リシニ同村會議員各位ハ大正拾五年八月參日誠意アル誓約書ヲ調停者タル我々ニ提出セラレタリ我々ハ其ノ誓約書ニ基キ左ノ第一項乃至第八項ノ調停意見ヲ發表ス

第一項 村有財産タル沖網漁場（免許番号神奈川県免許第五三九号秋網ヲモ含ム）ノ賃貸借ハ指名入札ニ拠ルモノトス 但シ指名入札人タル事ヲ希望スルモノ無キトキハ特売ヲ為スコトヲ得

第二項 前項指名入札人ノ選定ハ村長及調停者ニ一任ス

ルモノトス

第三項 調停者カ両派ノ意見ヲ徴スル必要上両派ニ於テ各二名宛ノ委員ヲ選定スルコト

第四項 賃貸料予定価格ハ村長及調停者ニ於テ参考ノ為メ両派ヨリ選定シタル委員ノ意見ヲ聴取シ開札參拾分前ニ之ヲ決定スルモノトス

附帯条件

第五項 相模灣鰯漁業嚙矢者タル青木寿郎ヘ相当ノ記念品ヲ贈呈シ其ノ功勞ヲ表彰スルコト其金額ハ壹万円也トス

第六項 小漁業者ハ従前ノ契約ニ依ルト其ノ当時ノ狀況ト現在ハ趣ヲ異ニセルニ鑑ミ沖網及秋網ノ賃貸料総額ノ壹割ニ対スル其拾分ノ六ヲ小漁業者ニ交付スルモノトス

第七項 従来ノ慣行ニ依リ土地ノ魚商ニ収獲高ノ參割迄ノ魚類ヲ売却セシメタリ今後ト雖モ依然売却セシムルモノトス 但シ其ノ値段ハ小田原魚市場立値段トシ其ノ内ヨリ真鶴村小田原町間ノ浜揚舢船ノ諸費用ヲ控除

シタル額トシ之レヲ賃貸契約書ニ明記スルコト

第八項 第一項第二項第四項乃至第七項ハ真鶴村会ニ於テ議決ヲ為スコト

以上

大正拾五年八月貳拾參日

調停者(各自自署)

小田原町長 今井廣之助

早川村長 國見惣三郎

片浦村長 青木林太郎

吉浜村長 橋本敬三

湯河原町長 八亀熊治郎

(真鶴町役場蔵)

真鶴村有財産である漁業権の管理方法について、大正年間より村議会において入札派と特売派の対立が生まれ、流血の騒ぎとなった。こうした真鶴村の混乱を收拾すべく近隣の五町村長によって提示された調定案が本史料である。

130 漁業権賃貸に関する契約書

一九二六年十一月五日

契約書

真鶴村ト真鶴村漁場日掛組合及真鶴村漁業実業者組合
トノ間ニ真鶴村基本財産タル漁業権賃貸料分配歩合ニ
関スル件ニ付キ左ノ通り契約ス

第壹条 大正拾五年拾貳月壹日ヨリ大正貳拾年拾壹月貳
拾五日迄五ヶ年間沖網鰯大謀網及秋網鰯大謀網ヲ聯合
シテ同一経営者ニ貸付スルコトヲ承認ス

第貳条 前条ノ漁業権賃貸料ノ内八割七分五厘ヲ沖網鰯
大謀網ノ賃貸料トシ壹割貳分五厘ヲ以テ秋網鰯大謀網
ノ賃貸料トスルコトヲ承認ス

第參条 漁業実業者組合ハ村財政ノ現状ニ鑑ミ村ヨリ交
付ヲ受クベキ金額ハ秋網鰯大謀網ノ賃貸料壹割貳分五
厘ノ内貳分五厘ヲ控除シタル額ニ対シ拾分ノ六トスル
コトヲ承認ス

右契約ヲ証スルタメ此契約書参通ヲ作製シ当事者各壹

通ヲ領置ス

大正拾五年拾壹月五日

真鶴村基本財産管理者

真鶴村外二ヶ村組合長職務掌管神奈川県属

真鶴村漁場日掛組合

代表者

橘 川 保 岡

熊本勢太郎 印

永野廣松 印

草柳貞吉 印

楢原正治

真鶴村漁業実業者組合

代表者

青木熊五郎 印

青木秀三 印

青木福太郎 印

青木弥一郎 印

小澤房太郎 印

小林市太郎 印

御守林之助 印

青木勝蔵 印

(真鶴町役場蔵)

沖網の鰯網および秋網の鰯網の漁業権は、真鶴村の基本財産として村財政に重要な位置を占めていた。本史料は、これら漁業権について、真鶴村と真鶴村漁場日掛組合および真鶴村漁業実業者組合がなした契約書である。一九一七年（大正六）に沖網の鰯網および秋網の漁業権が切り替え期となり、これをめぐって紛争が生じ、流血騒ぎまで起きたため、一九一九年（大正八）、本漁業権は真鶴漁業組合から真鶴村に移譲された。この時の争いは、漁業権経営の申し込みが地元青木寿郎と小田原の合水産株式会社とによってなされ、投票の結果一票差で青木寿郎が勝利したが、これを不満とした合水産株式会社が訴訟を提起し、対立は激化した。結果的には、当時の菊地郡長が仲裁に入り、鰯網は青木寿郎、秋網は合水産株式会社ということで決着をみた。右のような経過で真鶴村に移譲された漁業権が、再び切り替えをむかえるにあたって、小田原魚市場へ特約をなしたうえ、競争入札にせよという意見もあり、再び紛争、流血の事態が生じ当時の理事者草柳由太郎の辞任するところとなった。そこで、神奈川県から派遣された橘川保の調停で、真鶴村の漁業権が真鶴村漁場日掛組合と真鶴村漁業実業者組合に賃貸されることが決めら

れた。こうした流れのうえで成立した契約書が本史料である。

131 大正拾五年拾壹月五日付契約書に関する覚書

一九二七年三月二十八日

覚書

大正拾五年拾壹月五日附ヲ以テ真鶴村ト真鶴村漁場日掛組合及真鶴村漁業実業者組合トノ間ニ締結セル契約書ニ基キ真鶴村ト真鶴村漁業実業者組合トノ間ニ左ノ覚書ヲ締結ス

一、契約書第参条ノ漁業実業者組合ハ村ヨリ交付ヲ受クベキ金額秋網鰯大謀網ノ賃貸料ノ中実業者組合ノ取得スベキ金額ノ内ヲ控除シタルハ両者協定ノ上將來貴船神社再建費トシテ指定寄附タル事ヲ承認スルモノトス

一、同第参条ノ割式分五厘ノ内式分五厘ヲ控除シタルハ大正拾五年拾貳月ヨリ昭和六年拾壹月式拾五日迄五ヶ年間タルモノトス

右覚書締結ヲ証スルタメ此覚書式通ヲ作製シ当事者各々
通ヲ領置ス

昭和貳年参月貳拾八日

真鶴村外二ヶ村組合長 松 本 赴 団

真鶴村漁業実業者組合長

青木熊五郎[㊤]

(真鶴町役場蔵)

真鶴村漁業実業者組合は、真鶴村より秋網鮪大謀網を賃貸
するに際し、村からの交付金の一部を将来貴船神社再建費用
として寄付することを約したが、本史料である。

132 真鶴町魚市場使用料条例 一九二七年十一月十九日

議第四四号

魚市場使用料条例設定ノ件

真鶴町魚市場使用料条例ヲ別紙ノ通り定ムルモノトス

昭和二年十一月十九日提出

真鶴町外二ヶ村組合長 松 本 赴

『同日 原案可決』

真鶴町条例第七号

足柄下郡真鶴町魚市場使用料条例

第一条 魚市場使用者ハ本条例ノ定ムル所ニ依リ使用料
ヲ徴収ス

第二条 使用料ハ魚貝売買価格ノ百分ノ四以内トス

第三条 使用料ハ売込人ヨリ即日之ヲ徴収ス

第四条 町吏員ハ魚市場使用者ノ営業ニ関スル帳簿又ハ
物件ヲ検査スルコトヲ得

第五条 使用料ニ於テ帳簿ニ虚偽ノ記載ヲ為シ又ハ本条
例及之ニ関スル規則ヲ遵守セズ其他不都合ノ行為アリ
ト認ムルトキハ町長ハ魚市場ノ使用ヲ停止シ又ハ之ヲ
禁止スルコトヲ得

前項ニ依リ使用料ノ逋脱ヲ図リタルモノハ金五円以下
ノ科料ヲ科ス

附 則

第六条 本条例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

議第三三三号

真鶴町営魚市場使用料条例施行規則設定ノ件

昭和二年十一月十九日真鶴町會議決ニ係ル議第四三三号魚市場會市規程ハ之レヲ廢シ真鶴町営魚市場使用料条例施行規則ヲ別紙ノ通り定ムルモノトス

昭和六年十二月二十三日提出

真鶴町外二ヶ村組合長 松 本 赳

『同日原案可決』

真鶴町営魚市場使用条例施行規則

第一条 神奈川県足柄下郡真鶴町海岸埋立地ニ真鶴町営

魚市場ヲ設置ス

第二条 町営魚市場事務所ハ神奈川県足柄下郡真鶴町□

□□□□ニ置ク

第三条 本市場ニ於テ売買スル食品ノ種類ハ魚貝類一切

トス

第四条 売込人ハ特ニ使用許可ノ手續ヲ要セズ使用料ヲ

負担シテ隨時本市場ヲ使用スルコトヲ得

第五条 買受人トシテ本市場ヲ使用セントスル者ハ町営

魚市場ニ於ケル取引行為ニ付連帶シテ保証ノ責ニ任スル者二名ヲ定メ住所氏名及商号ヲ記載シタル願書ニ履歴書ヲ添付シ真鶴町外二ヶ村組合長ニ提出スベシ
法人ニ在リテハ定款役員ノ氏名最近ノ營業報告書貸借対照表財産目録及登記簿抄本ヲ添付スベシ

第六条 真鶴町外二ヶ村組合長ニ於テ買受人トシテ市場ノ使用ヲ許可シタル場合ニハ之ヲ別記第一号様式ノ証票ヲ交付シ且其ノ氏名商号ヲ市場ニ掲示スベシ

買受人トシテ前項ノ許可ヲ受ケタルモノハ売買開始前別記第二号様式ノ誓約書ヲ作製シ保証人連署ノ上真鶴町外二ヶ村組合長ニ提出スベシ

前項ノ保証人ハ町営魚市場買受人ニシテ地租金三円又ハ特別地税金三円若クハ直接国税金五円以上ヲ納付スルコトヲ要ス

特別ノ事情ニ依リ前項ニ依リ難キトキハ真鶴町外二ヶ村組合長ノ承認ヲ得テ地租金三円又ハ特別地税金三円若クハ直接国税金拾円以上ヲ納付スル者ヲ以テ之ニ代

フルコトヲ得

同一人ニシテ保証ヲ為シ得可キ買受人ノ数ハ第三項ノ場合ニ於テハ二名前項ノ場合ニアリテハ一名トス

保証人ニシテ第三項第四項ヲ欠クニ至リタルトキハ買受人ハ七日以内ニ其条件ヲ具備スルモノニ代フルコトヲ要ス

第七条 本市場ハ左ノ定休日ノ外毎日日ノ出ヨリ開市ス但事宜ニ依リ開市時刻ヲ変更シ又ハ臨時休業スルコトアルベシ此ノ場合ニ於テハ市場内ニ揭示ス

一月一日 毎月二十日

第八条 本市場ニ於テ売買ヲ開始セントスルトキハ鐘ニ依リ適宜通報シ、通報後買受人五名以上出場シタルトキハ売買ヲ開始ス但シ通報後十五分ヲ経過シ特ニ急施ヲ要スト認メタルトキハ此限りニアラズ

第九条 本市場ニ於ケル売買ノ方法ハ入札トシ売買ノ順序ハ水揚着荷ノ前後ニ依リ市場係員之ヲ担当シ番号ヲ附シ順次入札ニ附ス但シ魚貝類ノ処理上止ムヲ得サル場合ハ市場係員ノ立会ヲ以テ現場取引ヲ為スコトヲ

得

第十条 入札ハ一人一票トス、但シ分割シテ入札ヲ為シタル場合ニ限り二票迄入札スルコトヲ得

開札ハ入札者ノ面前ニ於テ之ヲ行ヒ、一旦開札シタルトキハ之レガ取消ヲ為スコトヲ得ズ

第十一条 魚貝類ノ価格ハ掛ヲ以テス掛ニ依リ難キトキハ此限りニアラズ

第十二条 本市場ニ於ケル売買ハ最高価格ヲ以テ決定ス但シ売込人ノ申出タル最低価格ニ達セザル時ハ此限りニアラズ

同一最高価格二個以上アリタルトキハ入札ノ前後ニヨリ決定ス

買受人番号違ノ入札ヲナシタル時ハ市場係員ノ立会ヲ以テ売買当事者ノ協商^(交渉)ニ依リ決定ス

第十三条 決定セラレタル落札人ニ於テ直チニ現品ヲ引取ラザルトキハ価格ノ順序ニ依リ落札人ヲ定ム此場合ニ於ケル価格ノ差額其他ノ損害ハ第一次落札人ニ於テ売込人ニ支払フコトヲ要ス

第二次落札人トナリタル者ハ時間ノ經過ニ依リ品質ニ変化ヲ生ジ価格ニ著シキ變動ヲ来シタリト認ムルトキハ其取引ヲ拒絶スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ市場係員ハ適宜魚貝類ヲ処理スルコトヲ得 此ノ場合ノ損害ハ第一次落札人ニ於テ売込人ニ支払フコトヲ要ス

第十四条 本市場ニ市場係員ヲ置キ市場ニ関スル業務ヲ取扱ハシム

第十五条 本市場ニ於テ売買成立シタルトキハ市場事務所ハ売込人ニ対シ別記第三号様式ノ伝票ヲ交付スベシ

第十六条 前条ノ伝票交付ヲ受ケタル売込人ハ之ヲ買受人ニ提示シテ支払ヲ請求スベシ

第十七条 本市場ノ使用ヲ停止シ又ハ使用許可ヲ取消サレタル者ノ氏名商号ハ之ヲ本市場内ニ掲示シ且交付シタル証票ハ還付セシム

第十八条 買受人ハ其使用人ヲシテ本市場ニ於テ売買ノ業ニ従事セシメムトスルトキハ予メ其住所氏名ヲ真鶴町外二ヶ村組合長ニ届出ベシ

第十九条 本市場ニ於テ売買ノ業ニ従事スル買受人ハ証票ヲ携帯スルコトヲ要ス

第二十条 市場開市中ハ売込人買受人並其関係者監督官吏町職員ノ外市場内ニ入場ヲ禁止ス

第二十一条 売込人買受人並其関係者ハ本市場内ニ於テ本市場係員ノ指揮ニ服スルコトヲ要ス

第二十二条 本市場内ニ於テ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ニ対シテハ退場ヲ命ズルコトアルベシ

一、他人ノ迷惑トナルベキ物ヲ携帯スル者

二、喧嘩口論ヲ為シ又ハ営業ノ妨害ヲ為ス者

三、本市場係員ノ指揮ニ従ハザルトキ

第二十三条 本市場ニ左ノ帳簿ヲ備フ

一、買受人々名簿

二、売買原簿

三、使用料徴収簿

附 則

本則施行期日ハ真鶴町外二ヶ村組合長之ヲ定ム

(真鶴町役場蔵)

真鶴漁港修築運動とともに、漁港修築の完成後最も重要な

施設になるとして魚市場の認可の運動が展開された。そのために定められたのが本史料の真鶴町魚市場使用条例である。

その後、種々の事情から魚市場が認可されたのは、昭和五年三月の漁港修築の起工式が済んでからであった。

133 真鶴町漁業権管理方法ノ件 一九二九年十一月六日
議第五二号

真鶴町漁業権管理方法ノ件

真鶴町基本財産左記漁業権ハ別紙理由及契約書案ニ依リ
昭和六年拾貳月壹日以後滿拾ケ年間ノ貸付処分ヲ昭和五
年四月以内ニナスモノトス

昭和四年十一月六日提出

真鶴町外二ヶ村組合長 松 本 赴

『同日原案可決』

記

一、神奈川県免許第五三九号定置漁業台網類漁業鰯大謀
網漁業権

一 神奈川県免許第五五一号定置漁業台網類漁業鰯大謀
網漁業権

理 由

県営真鶴漁港修築事業ニ対シ地元ヨリ金貳拾壹万円也ヲ
昭和四年度ヨリ参ケ年間ニ亘リ県ニ寄付スルニ付其財源
支出方法ノタメ此ノ貸付処分ヲナスモノトス

(真鶴町役場蔵)

真鶴漁港修築のための地元寄付金を捻出する目的で、真鶴
町の基本財産である鰯と鮪の大謀網漁業権の貸し付けを議会
に提案したものである。

134 真鶴町と漁業協同組合との間の紛議解決の協定書

一九四三年十月三十日

(表紙)
「協 定 書」

協 定 書

町有漁業権ニ関スル真鶴町ト真鶴町漁業協同組合トノ
紛議ニ付今回調停人ノ斡旋ニヨリ円満解決ヲ見タルニ

ヨリ該調停条項ニ基キ左ノ協定ヲナスモノトス

一、今後町ハ町有漁業権ノ管理及処分ニ就テハ漁業協同組合ト協議ノ上行フモノトス

二、特ニ沖網漁場ニ就テハ今後沖網漁場ヲ經營スル者ハ町ヨリ推薦スルモノ及漁業協同組合ヨリ推薦スルモノ若干名ヲ相談役ニ採用スルモノトス

三、町有漁業権變更出願ニ就テハ総テ従来ノ慣行ニ準拠シ町ノ要請ニヨリ漁業協同組合ハ直ニ出願手続ヲ取り免許ノ上ハ直ニ町ニ無償譲渡スルモノトス

四、町ハ今後漁業協同組合ニ対スル補助金ヲ金貳阡円ニ増額スルモノトス

右協定ノ確実ヲ証スル為メ双方連署スルモノナリ

昭和拾八年拾月參拾日

真鶴町外二ヶ村組合長 露 木 茂 圃

同 助役 柳 井 忠 治 圃

町會議員 青 木 源 五 郎 圃

熊 本 市 藏 圃

橋 本 陽 太 郎 圃

真鶴町漁業協同組合理事組合長

理事

青 木 英 一 圃
青 木 秀 三 圃
御 守 嘉 一 圃

青 木 留 吉 圃
青 木 福 太 郎 圃
青 木 荒 吉 圃

監事

三 木 竹 吉 圃
青 木 勝 藏 圃

安 齊 德 太 郎 圃

調停人

松 本 赴 圃

第5章 戦後の民主化から町村合併へ

〔表紙〕
「申合せ事項」

申合せ事項

町有漁業権ニ関スル真鶴町ト真鶴町漁業協同組合トノ紛議ニ付今回調停人ノ斡旋ニヨリ円満解決シ該協定事項中第壹項ノ実施方法ヲ左ノ通定ム

記

第一条 真鶴町有漁業権ハ本申合せニ依リ之ヲ管理及処分ヲナスモノトス

第二条 本申合せニ依リ町有漁業権ト称スルモノハ免許

第 号免許第 号免許第 号免許

第 号ノ五個ノ定置漁業権ヲ云フ

第三条 町有漁業権ヲ管理及処分スルニ就テハ町ハ真鶴

町漁業協同組合ニ協議スベシ

青木市三郎 ㊦

草柳貞吉 ㊦

鈴木定吉 ㊦

佐藤僖一 ㊦

前条ノ協議会ハ漁業権協議会ニ於テ之ヲ行フモノトス

第四条 前条ノ漁業権協議会ハ町會議員並ニ町會議員ト

同数ナル漁業協同組合ヨリ選出セル委員ヲ以テ成立ス

但シ町會議員ニ欠員アル時ハ漁業協同組合ヨリ選出ス

ル委員モ從ツテ減ズルモノトス

第五条 漁業協同組合ヨリ選出スル委員ハ同組合ヨリ推

薦シタルモノヲ委員ニ選任スルモノトス

第六条 漁業権協議会ノ議決ハ総テ全委員數ノ三分ノ二

以上出席シ出席員ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニアラ

ザレバ之ヲナスコトヲ得ズ

但シ同一事項ニ付協議会ノ出席者定數ニ達スルコトヲ

得ズ流会ニ回トナリタルトキハ三回目ニハ其ノ出席者

ニテ會議成立スルモノトス

第七条 前条ノ協議会ハ真鶴町外二ヶ村組合長之ヲ召集

シ議長ノ職責ヲ務ムルモノトス組合長欠員ナル時ハ其

ノ代理タル町理事者之レヲ代行ス

第八条 真鶴町外二ヶ村組合長ハ本協議会ニ於テ現行町

村制ニ規定セラレタル総テノ權限ヲ有スルモノトス

第九条 本協議会ニ於テ承認セラレタル事項ニ就テハ総

テ現行町村制及既ニ公布セラ「レ」タル真鶴町財産管
理及売却貸与ニ関スル規程ニ依リテ之ヲ処置スベシ

第十条 本申合セ並ニ真鶴町財産管理及売却貸与ニ関ス
ル規程ノ中漁業権管理及処分ニ関スル事項ヲ改廃スル
トキハ本協議会ノ同意ヲ得ルモノトス

第十一条 町村制第四十条ニヨリ財産ニ関スル管理及処
分等ノ規程ガ設定セラレタルトキハ該規程ニ依ルモノ
トス

附 則

第十二条 本申合セハ昭和十八年十一月十八日より実行

ス

右申合セハ確實ヲ証スル為メ双方連署スルモノトス

昭和拾八年拾壹月十八日

真鶴町外二ヶ村組合長 露 木 茂 印

同 助役 柳 井 忠 治 印

町会議員 力 石 宮 次 郎 印

青 木 英 一 印

真鶴町漁業協同組合理事組合長

理事

青 木 英 一 印

青 木 秀 三 印

御 守 嘉 一 印

青 木 福 太 郎 印

青 木 留 吉 印

青 木 荒 吉 印

青 木 勝 藏 印

安 齊 徳 太 郎 印

三 木 竹 吉 印

熊 本 市 蔵 印

橋 本 陽 太 郎 印

橋 本 徳 治 印

福 岡 市 太 郎 印

青 木 源 五 郎 印

池 田 武 雄 印

青 木 繁 太 郎 印

熊 本 武 治 印

青 木 宝 作 印

〃 熊本市蔵⑩

(真鶴町役場蔵)

真鶴町有漁業権を漁業協同組合に戻すことについて、町と漁業協同組合が対立し、その調停が成り結ばれた協定書である。

135 沖網漁業経営に関する調定書

一九四九年十月三十日

調定書

真鶴町長は昭和二十四年十月二十六日相模湾漁業経営組合の委任を受け沖網漁業経営についての共同経営適格者たる太田高之助氏及甘粕浅五郎氏に対する共同経営参加者決定につき次の通り調定する

一、共同経営参加者は真鶴町長が提示した調定方法書の調定についての基本方針を承認して契約条項へ明記する

二、共同経営参加者は太田高之助氏とする

三、甘粕浅五郎氏は本人の申出により共同経営参加を辞退し、新に戒崎^(戎)鰯網漁業経営を希望せるにより之が実現する様協力すること

四、太田、甘粕両氏は沖網^(戎)戒崎両漁場経営について相互に協力便宜を与へる事を希望する

五、相模湾漁業経営組合員である、現沖網漁業従業員は稼働出来る様希望する

以上

真鶴町長は調定書を提出するに当り漁民諸氏に願ひする

真鶴町漁民は漁民の革命的新漁業法の保護の元に旧來の封建的資本力と利己的勞務者觀念から自から脱去して創意工夫あらゆる困難を克服し漁民將來の生活權を確立して頂きたい 諸君の繁栄は町の繁栄であります過渡期の勞苦は諸君の責任であり今こそその目標への道を誤らず在來の保溫的觀念を捨て自から開拓する決意を以て一致團結するこそ最も必要であると考へます

共存共栄の精神の元にやがて来るであらう漁業恐慌の時

に動じない態勢を整へて頂くことを願します

昭和二十四年十月三十日

真鶴町長 橋本徳治

相模湾漁業組合殿

(真鶴町役場蔵)

本史料は、一九四八年(昭和二十三)十一月に沖網漁業経営権を相模湾漁業経営組合に賃貸したが、同組合では単独経営では資力が足りないとして、一九四九年(昭和二十四)七月二十三日沖網漁場経営体組織方式と称する共同経営体を編成し、共同経営者を募ったところ、数名の申込者が出てきた。その中で真鶴町長は太田高之助と甘粕浅五郎を適任としたが、組合員のなかには従来の経営者であった後藤磯吉を推薦する者もあり、なかなかまとまらなかった。こうしたなかで、真鶴町長が、沖網漁業経営の共同経営者として太田高之助と甘粕浅五郎に確定したのが、本調定書である。

136 漁業権賃貸借契約更新拒絶認可申請

一九四九年十一月十四日

漁業権賃貸借契約更新拒絶認可申請

静岡県清水市松原町三丁目二十四番地後藤磯吉氏に賃貸中の神奈川県免許定第八二八号及同七八一号の漁業権は昭和二十四年十一月二十五日を以て契約期間が満了致しますが期間満了後、後藤氏に対し契約を更新することは左の理由に因り不能でありますから之が更新拒絶につき御認可を願ひ上げます

一、賃貸人である申請人は従来賃貸借契約期間満了の際には成るべく之に先だつ一、二年前に次の賃借人を選定し之と予め賃貸借契約を締結して置くことを例とした今回の場合も後藤氏との契約が昭和二十四年十一月二十五日を以て満了するので諸般の事情を検討の上右満期後の漁業権賃借人を相模湾漁業経営組合と決定し同組合との間に昭和二十三年十一月二十九日正規の手続を経て賃貸借契約を締結し同年十一月三十日之が登録

手続をも完了したのである

二、従て漁業権等臨時措置法の実施当時後藤氏の漁業権賃借権は満期と同時にその効力消滅し、以後相模湾漁業経営組合に於て使用することに確定して居たものであるから後藤氏の契約を更新することは不能の状態にある而も右組合に賃貸することは改正漁業法の精神にも添ふ所以であるので賃貸人としては後藤氏より仮令更新の申出があつても之を拒否せんとするものである仍て右措置法の規定により茲に認可申請をする次第である

昭和二十四年十一月十四日

足柄下郡真鶴町

真鶴町長 橋本徳治郎

神奈川県知事 内山岩太郎殿

漁業権契約更新拒絶認可申請に關した添書

今回当町に於て相模湾漁業経営組合に次期漁業権を賃貸した事が最も漁民及一般町民にも良い結果が得られる理

由につき申上ます

現在の町有漁業権は大正八年真鶴漁業組合より真鶴村に對し移譲されたものであります

当時漁業組合は漁業権処分都度紛争を繰返し流血の慘事迄見る有様で漁民同志の対立は絶ず贈収賄は公然と行はれ常に村の平和を乱したため自から漁業権を村へ移譲することを総会で決定したのであります 以来町有として三十年間町の管理の基に町財政の根元をなして来りました

然し戦後日本の民主政治は漁業法を改正する事となり漁業権と漁業者の直結を計画して居ります 当町に於てもすでに昭和二十二年十一月当町漁民組合より漁業権返還の要請を受けこれが対策について同年十二月五日漁業権協議会を開き真面目に時局を監察して漁民組合の申入を検討、政府の漁業法の精神と相俟つて漁業権返還につき具体案を作成する事になりました

これが今度、相模湾漁業経営組合へ漁業権を貸付するに到った最初の機運であります

漁民に漁業権返還の要請は漁民組合だけでなく全町漁業会の要請となり、協議会も之が為拾数回の会議を開き、尚政府の法案の内容の移り変りを注意し、漁業者の将来に憂のない様併せて町財政との結び付きを考慮しつつ漁業者と共に苦勞して参りました

其後の情勢により漁業者を育成して新漁業権の受入態勢を完成させる事になり、一般町民有志と、漁業者との懇談会を催し、次期漁業権を漁業者団体へ貸付る事に決定し本文の如き契約が出来たのであります

これにより漁業者は初期の目的貫徹のため努力して居ります 町としても、この組合なれば将来に向って町の財政に対し考慮して頂けるものと信じて居ります 先頃の総会に（十月二十六日）於ても別紙の様な願書を了承されて、近く具体的話合も出来ると思ひます

この様に漁民は永い間の希望である漁業の組合経営が出来、町はこれを育成して共に榮へんとするのであります 何卒右の理由御容認の上一日も早く現在の紛争を解決して頂きたく県に於て本文御認可下されたなら、私は勿

論、全町議一丸となって事後の処置を致したいと思つて居ります

真鶴町長 橋本徳治郎

漁業権契約更新拒絶の理由として補足する

事実書

本文拒絶の理由として尚左の事実を補足する

一、後藤磯吉氏は本年八月二日書翰を以て次の様な意見を述べてゐる

『過去十年間御町漁民各位と労苦を共にせる弊方としては契約期限終了に際し転た感慨深きもの有之貴漁場の永遠なる隆盛を念願し後期契約者の件に關しては貴漁場のため特に慎重に御詮衡被下度願上候』……として結んであります

（見解）これは当然、契約満了後の後期契約者の詮衡を当方に委任したものであり（後藤氏の主張する）措置法により契約の延長による権利を自から放棄したものと見做す

二、後藤磯吉氏との漁場権賃貸借契約中第六条に於て賃貸料（基本料金）は毎年三月二十日に支払ふ様に契約されて居るのに本年は支払をして居ない

（見解）

後藤氏が措置法に於て契約が延長されると言ふなれば当然契約事項の履行が必要であると解する

次期の経営について何の定もないのに法に依つて契約をそのまゝ延長されるとするなれば本年度の支払期日が契約に定めがなくても当然第六条の賃貸料の払込も毎年三月二十日に支払ふ義務があるものと思ふ

これは契約の不履行と見做す

（備考）

本年十一月十四日になつて別紙の通知書を以て賃貸料の払込をして来たが当方として直に返還した。

三、後藤磯吉氏は契約に定めた歩合金について過去三年間毎年漁期末に於て利益金を得て居ながら割引を強要し何等かの形で割引させられた

（見解）これは常に契約歩合金に対する不服を持ち完

全履行をする気持がない現れであり次期についても甚だ不安である

四、後藤磯吉氏は過去十年間経営をして居ながら今日になるも支持者が少ない事

地元漁民の意見を取入れず経営方法が悪いため漁場の価値を下げた事

附近定置漁場と対照して事実が解る

（見解）

支持者の少ない後藤氏に今後の経営をさせることは何かにつき不安である

経営方法の悪い事は漁場の価値を下げ直接町の収入及一般町民の経済に重大な関係がある

漁業権賃貸借契約の慣例について

当町漁業権はその全部が定置漁業であるため次期経営者との契約は約一ヶ年前に選_り定_める慣例であります、これは当然新契約者としては諸般の準備等に可成の日時を要するためこうする事が必要であるからであります

次に沖網漁場貸借契約の年月日と経営開始の月日を記します

契約者	契約月日	貸付期間	当時の状況
草柳 由太郎 外二名	大正十年 二月二十四日	大正十年十二月一日 大正十五年五月二十一日	
小田原魚市場	大正十五年 十一月十日	大正十五年十二月一日 大正二十年十一月二十五日	

この契約月日と貸付期間との接近は当町未曾有の大紛争があり約一年半以前より次期経営者の選定に掛って居たが小田原魚市場へ特約上競争入札との意見対立で全町挙げての紛争となり、ついに流血の惨事があり理事者も辞任する等のため、当時県職務管掌橋川保氏に依って調停しやうやく張立直前に決定を見たものでありこの場「合」順調であれば一ヶ年前に次期契約者は定ったものである。

新井俊介	昭和六年 七月二十二日	昭和六年十二月一日 昭和十六年十一月二十五日	
------	----------------	---------------------------	--

昭和六年の始めから経営希望者の申込がありこれが決定には町長故松本氏が真鶴漁港修築資金の財源として考慮し幾度か物色に日時を要し七月二十二日に至り決定したので経営開始五ヶ月前まで来たのである
然し新井氏は中途に於て経営をやめ日本水産会社へ権利を譲渡した

日本水産会社	昭和九年 七月十二日	昭和九年七月十二日 昭和十九年十一月二十五日	
--------	---------------	---------------------------	--

新井氏から権利を継承したので同日契約実施であり当町は日本水産と更改契約をして十ヶ年に改めたのである

然し日本水産も経営四ヶ年でこれまた経営を放棄した

後藤磯吉	昭和十四年 五月二十六日	昭和十四年十二月一日 昭和二十四年十一月二十五日	
------	-----------------	-----------------------------	--

日本水産が経営放棄後直に経営者の選^{へん}衡に掛ったが町が希望する価格にならず日時を要し経営開始七ヶ月前に契約成立した

相模湾 漁業経営組合	昭和二十三年 十一月二十九日	昭和二十四年 十二月一日
	昭和二十九年 十一月二十五日	

相模湾漁業経営組合へ貸付けた経過については別に申し上げるがこの貸付については、漁業者をまじへた漁業権協議会（漁業権処分会議）は全会一致で決定したため契約の時期が順調に出来たのであります

右漁業権貸借契約の慣例を申上しました

真鶴町長 橋本徳治

（真鶴町役場蔵）

真鶴町は一九四九年（昭和二十四）十月三十日付調定書（史料135）によって、その所有する漁業権（神奈川県免許第七八一号、第八二八号）を従来の経営者であった後藤磯吉に賃貸することを拒否した。これに対し後藤は同年十一月三日漁業経営継続を申し入れてきた。そこで町が漁業権の許認可権限を持つ神奈川県知事に対して、後藤との契約更新をしないことについて認可申請したのが本史料である。

第四節 観光立町をめざして

137 国立公園区域編入指定について

一九四八年五月七日

村会決議書

国立公園地区編入促進に関する決議

目下政府に於ては既存国立公園の拡充乃至新指定を計画
中と聞き及びました曩に富士箱根国立公園が設立せられ
ましたが本村はこの地区に編入されておりません この
機会に於て本村会は村民の総意に基いて本村、湯河原
町、真鶴町、吉浜町、及び福浦村、片浦村の地域を含め
て国立公園地区に編入せられる様当局の善処方を要望致
します

右決議する

昭和二十三年五月二十六日

岩村議会議長

川村恭三（印）

議案第一六号

国立公園区域編入指定について

本町は政府に於て目下計画中の国立公園地域拡充或は新指定に對し其の区域編入の促進をなすものとする。

昭和二十三年五月七日提出

真鶴町長 御守國平

『同日原案可決』

〔表紙〕
西湘地区 国立公園編入請願書 一

請願書

政府が既に富士箱根を国立公園に決定し更に之に伊豆半島其他の適地を併せて一大国立公園を計画し観光立国の意圖を明かにしたるは平和日本再建に尽す熱意を示すものとして国民の等しく絶讃するところであります。資源乏しき我国が氣候の温和と山水の美を生かして世界の観光客誘致に努め国家經濟の再建を計ろうとする事は極めて適切なる政策と云はざるを得ません 然し富士箱根を中心とする大国立公園の計画の中に西湘の景觀を除き

たるは竜を画いて睛を点ぜざる憾みがないでありませうか、西湘地区 即ち湯河原町を中心とする吉浜町、真鶴町、岩村、福浦村、片浦村の三町三カ村は箱根連峰を擁し漂茫たる相模洋に面し白砂青松曲浦奇岩の海岸美はこんこんとして湧出する靈泉と併せて実に天下に冠絶せる景勝靈地であると云つても過言でありません。三町三カ村民は夙に富士箱根を中心とする大国立公園の計画あるを聞くや当然之に加はるべきを信じて待望久しかつたのでありましたが、不幸にして除外されたので町村民の失望大なるものがあります。云ふまでもなく一国の大方策を区々たる町村民の意向の爲めに左右すべきでないが既に我が西湘地区に於ては景観雄大なる勝地に国際観光ホテル、綜合グラウンド、ゴルフリンク、海水プール等を計画し風光明眉なる海岸線一帯に國際的海水浴場と海のホテル其他の施設をなす計画を進める一方中心たる湯河原町に於ては大規模の上水道発電所等をも計画し町会は之を満場一致を以て可決し他にもそれぞれ適当な計画を進めて国立公園に對する受入態勢を整えて居る有様であ

るが素より単なる町村の利害によるものではなく観光立
国の精神を掬み国立公園の構想と規模の上に立て衷心か
ら国策に添はんとする熱意を示すものに外なりません。

何卒西湘地区町村民多年の待望と熱意を御賢察の上国
立公園に御編入下さるやう三町三か村の決議文を添へ請
願する次第であります。

昭和二十三年 月 日

神奈川県足柄下郡湯河原町

町長 伊藤 清

同県同郡吉浜町

町長 小澤新太郎

同県同郡真鶴町

助役 柳井忠治

同県同郡岩村

村長 二見毅一郎

同県同郡福浦村

村長 高橋柳吉

同県同郡片浦村

村長 米山菊太郎

殿

(真鶴町役場蔵)

本史料は、富士箱根国立公園に湯河原町・吉浜町・真鶴
町・岩村・福浦村・片浦村の三町三か村を編入するよう、国
に請願をなしたものである。その前段として、真鶴町・岩村
において当地域を国立公園地区に編入する決議をなしてい
る。西湘地区の観光立町をめざす動きを示すものとして採録
した。

138 県立公園指定申請について

一九五三年八月三十一日

議案第三六号

県立公園指定申請について

神奈川県々立公園条例第七条の規定により左記町有地を
県立公園として指定を受ける申請をするものとする。

昭和二十八年八月三十一日提出

真鶴町長 橋本 徳治

『同日原案可決』

地番	地目	地積	字
一、一七五	原	六二・八二一	官岬
一、一七一	山	三二・四八〇	官岬
一、一七八一	野	二四・四〇〇	字中山
一、一七八一	野	二八・五二三	字中山
一、一七八一	原	八五・二二三	字中山
一、一七八一	原	三二・二六	里地
一、一七八一	山	一三・八〇四	里地
一、一五三	山	一五・七一五	一本松
一、一七九	山	七二・八	一本松
一、一八二	山	一九・〇五	一本松
一、一九一	山	一二・〇一	一本松
一、一九一	山		一本松

(真鶴町役場蔵)

本史料は、真鶴半島を神奈川県立公園に指定するよう申請したものである。これを受けて、真鶴半島は一九五四年（昭和二十九）四月、神奈川県立真鶴半島自然公園に指定された。

139 町有林記念碑 一九五五年四月一日

(碑文表)

町有林記念

古くから真鶴人はこの岬をお林と呼び沿岸漁業の魚附保安林として親しみ育成してきました、誰が植林したかは伝え知りませんが樹齢三百余年の老松悠然として聳え多種多様の巨木鬱蒼と空を覆、昼なほ暗く天然記念植物亦繁茂し路行く人を深山幽山幽谷に誘い樹間に見える伊豆相模の海は奇岩絶壁を洗ひその風景の変化は近郷稀にみる美観であります。大昔は村有でありましたがその後に至り小田原城主の所有するところとなり明治初年大政奉還に伴い皇室の御料林となり大東亜戦争終了と共に国有林に移されたのであります。町は昭和五年頃より真鶴半島開発を計画し屢次に亘り御料林の払下げ運動を行ったのであります。時々昭和二十六年に至り国有林野整備臨時措置法が公布施行せられるに及びこの時こそ町民百

年の念願を達成すべき好機と全町挙げて再度の運動に努力し当時の衆議院副議長岩本信行氏の絶大なる御尽力と関係官庁の深い御理解と御協力により昭和二十七年七月二十三日待望の払下げをうけ真鶴町有財産に加えられたのであります。その面積約三十三町歩、主たる立木六万余石、価額は六百三十三万余円でありました。

これによって真鶴半島の開発は着々と計画され更に昭和二十九年県立真鶴半島公園の指定をうけいよいよ観光真鶴発展の基礎を得ました。よってこのお林を有効に開発し、魚附保安林の保護育成に努めもって町永遠の財産として永く子孫の繁栄のため備え伝えることを祈念してここに経過を記します。

昭和三十年四月一日

真鶴町長 橋本徳治撰

(碑文裏)

当時衆議院副議長 岩本信行

真鶴町議会議員

当時真鶴町議会議員

議長 三木 竹吉

永野知治

主なる功勞者

池田順一郎	山田節夫
宍戸賢二	青木三郎
小泉照次	柳井忠治
小林台吉	青木英一
大川染吉	池田武雄
平井吉之助	川崎栄勇
近藤進	大久保直八
青木静雄	露木友治
露木浅次郎	真鶴町長 橋本徳治
青木宝作	助役 近藤勇
御守嘉一	収入役 尾森東次
青木秀次郎	

(所在地 真鶴一一七八番地の一付近)

一九五二年(昭和二十七年)七月、真鶴町の長年の念願であった国有林(旧御料林)の払い下げが実現した。これを記念した石碑が、現在町立中川一政美術館から三ツ石に向かう林の中に建てられている。本史料はこの碑文である。

140 江之島興業株式会社に対する町有土地貸付契約書

一九五六年三月十二日

議案第十三号

町有土地貸付について

本町所有土地を観光施設をなす目的をもって別紙契約書の
とおり東京都中央区日本橋大伝馬町一丁目二番地江之
島興業株式会社に貸付するものとする。

昭和三十一年三月十二日

真鶴町長 橋本徳治

『同日原案可決』

契 約 書

神奈川県足柄下郡真鶴町町長橋本徳治を甲とし、東京都
中央区日本橋兜町壹丁目貳番地江之島興業株式会社代表
取締役佐藤和三郎を乙として次のとおり契約を締結す
る。

第一条 甲は左記甲所有の土地を乙が開発して観光施設

をなす目的のため乙に賃貸する。

一、真鶴町字里地 千百五十三番

山林 壹町参反八畝四歩

一、同 字 千百六十八番

山林 参反貳畝貳六歩

一、同 町字中山 千百七十八番の一

原野 貳町四反四畝〇歩

一、同 字 千百七十八番の二

原野 貳町八反五畝壹参歩

一、同 字 千百七十八番の三

原野 八反五畝壹貳歩

一、同町字一本松 千百七十九番の一

保安林 壹町三反七畝壹七歩

一、同 字 千百七十九番の二

保安林 四反壹畝貳五歩

一、同 字 千百七十九番の三

保安林 参畝貳六歩

一、同 字 千百八十二番

山林 七畝弐八歩

一、同 字 千百九十一番の一

山林 壹反九畝五歩

一、同 字 千百九十一番の二

山林 壹反弐畝壹歩

一、同 町字岬 千百七十一番

林地 参弐町四反八畝弐歩

一、同 字 千百七十五番

原野 六町弐反八畝弐壹歩

但し左記の土地は除外する。

一、真鶴町字岬千百七十一番林地参拾弐町四反八畝弐歩のうち中央縦断道路より南側の土地約四万坪（別紙添付図面に表示の部分）

二、現に石材を生産のため使用の箇所（別紙添付図面に表示の箇所）

三、甲が既に敷設した真鶴道無線、真鶴岬線及び真鶴海岸線（都計一小四号線）道路

第二条 賃貸借期間は、参拾箇年とし昭和参拾壹年参月

壹日から昭和六拾壹年弐月弐拾八日までとする。

但し契約期間満了弐箇年前に甲乙協議の上これを更新することができる。

第三条 賃貸借料金は壹箇年金五拾万円とし五箇年毎に甲了協議して更改する。

第四条 賃貸借料金の支払方法は、契約当初の弐箇年分は契約締結と同時に前納するものとし第三年目からは当該年の前年の弐月末日限り壹箇年分を前納するものとする。

第五条 この契約による賃貸地上の樹木はすべて甲の所有とし、乙は保安林の保護育成に努めると共に乙が開発のため特に樹木の伐採を必要とするときは予め甲の承諾を得た上且つ法令に違反しない場合に限り、伐採することができる。但しその木材は直ちに甲に引渡すものとする。

第六条 甲は第一条乃至第四条の条件を明示する賃借権設定の登記手続に同意する。

第七条 乙は甲の承諾がなければこの契約の目的たる土

地を他に転貸し若しくは賃借権を譲渡することができる。但し第一条の賃借目的達成のため乙が賃借物を転貸する必要を生じたときは乙は転貸先、目的物、その範囲及び期間を明記した書面を二ヶ月を下らざる期間を置いて甲に提出し甲乙協議の上決定するものとする。

第八条 乙がこの契約による賃貸地上に遊覧施設を設けた場合甲が発行する証明書を携帯する甲の住民及び真鶴町漁業協同組合が交付する専用漁業権入漁鑑札を所持するものは無料且つ自由に遊覧施設地内を通行することができる。

第九条 乙は開発に当り海面及び接岸部に施設をなし又は使用せんとするときは予め甲及び真鶴町漁業協同組合と協議しその承諾を得なければならない。

第十条 乙は開発工事を施行するに当り土砂を海中に流出させてはならない。

第十一条 乙は開発実施に当り現に生産しつゝある産業については支障のないよう協力するものとする。

第十二条 乙は別紙真鶴観光事業開発計画に基いて誠実に計画を実施しなければならない。但し開発計画の規模を低下しない程度の一部の変更をする必要を生じたときは、乙は二ヶ月を下らざる期間を置いて変更計画の内容を記載した書面を甲に提出し甲乙協議の上これを変更するものとする。

第十三条 甲は乙が開発計画を実施するに当り官公庁に対する許可、認可の折衝、その他一般公衆に対する宣伝啓蒙に協力するものとする。

第十四条 次の各号に定める場合においては甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。

一、第十二条の条項に違反し又は開発実施に当り賃貸地に対する観光施設が進捗しないと認めるとき。

二、前号の場合を除き乙がこの契約条項に違反する場合一ヶ月以上の猶予期間を置いてその是正を催告されてもこれに応じないとき。

三、この契約の目的たる土地が公用又は公共用に供せられるとき若しくは法令により観光施設をすること

ができなくなったとき。

第十五条 前条第三号の場合を除き契約を解除するときはその理由の如何を問はず既納の賃貸借料金は返還しない。

第十六条 理由の如何にかゝらずこの契約の目的たる土地の全部又は一部を甲に返還するときは乙は当該地上物件を収去して明渡すものとする。但し収去しない地上物件の処置は甲乙協議して決定するものとする。

2 甲が前項の地上物件を時価をもって買収することをして申したときは乙は甲に対して他に優先して売渡すものとする。

第十七条 前条の場合乙は甲に対して開発に要した一切の費用は請求しない。

附 則

第十八条 昭和参拾年式月壱日附契約書により甲乙間に締結した土地賃貸借契約（以下「旧契約」という。）は合意解約する。

第十九条 旧契約により甲が既に収受した賃貸借料金の

うち未經過賃貸借料金（六拾万円）は、この契約による当初の賃貸借料金に充当する。

第二十条 甲はこの契約締結後乙の代表者佐藤和三郎を発起人総代とする企業体の設立手続が完結した後は同会社が本契約上乙の権利義務一切を承継し爾後本契約中乙とある部分をその会社と読み替えることに異議を述べない。

右契約を証するため本書式通を作成し各々通を保有する。

昭和参拾壹年参月壱日

神奈川県足柄下郡真鶴町

甲 真鶴町長 橋本 徳治郎

乙 東京都中央区日本橋兜町壱丁目式番地
江之島興業株式会社

取締役社長 佐藤和三郎郎

立会人 真鶴町議長 三木 竹吉郎

「表紙」
真鶴観光事業開発計画書

東京都中央区日本橋兜町一ノ二(合同証券内)

江之島興業株式会社④」

真鶴観光事業開発計画書

本計画は神奈川県真鶴町真鶴岬一帯に亘る総合観光開発でありその施設の概要は自然動物園及びホテル、キャンプ場等の宿泊施設、温泉の鑿井、岬と三ツ石とを結ぶ遊覧ケーブル施設並に之に附帯する其他の観光、レクレーション諸施設の綜合開発事業であります。其の具体的計画は一年を一期として五ヶ年計画を以つて之が実施を推進し其の各期の要点は次の通りです。

第一期は先ず全敷地造成整備、及び諸道路の拡張整備をし利用者に対して一応の受入態勢を整へ同時に上野動物園古賀園長の指導によつて自然動物園を完成しレクレーション施設として岬南端にキャビンユニットを二ヶ所建設する。又児童用運動施設を完成する。

第二期は前期に引継ぎキャビンユニットを一ヶ所増設し道路運動施設の充実拡張をすると共に新たに施行の認可

を待つて岬、三ツ石間の遊覧用ケーブルに着工する。

第三期は運動施設特に水上運動施設に重点を置き之が完成をすると共に展望施設の大幅な拡張充実をする。

第四、五期は外貨獲得の一助たるため特に外人観光客用にも適し国際観光ホテル整備法にも適法した完全なる近代設備のホテルと一般客用の旅館二棟の建設に着手五期末期迄に完成する。

以上が各期の計画の概要なるも二期以後は利用者の利用状況に依り重点的に修正を加え観光施設としての価値を早期に達成する。尚温泉の掘鑿は計画前より実施しており計画第一期には其の成非が判明するので成功すれば其の湧噴の状況により更に継続して数本掘鑿を実施する。施設の詳細及び経費の予算は別紙計画表の通りです。

(中略)

覚 書

神奈川県足柄下郡真鶴町(以下「甲」という。)と江之島興業株式会社(以下「乙」という。)との間において昭和

参拾壹年参月壹日締結した土地賃貸借契約（以下「元契約」という。）第十二条但書及び第十四条第一号の解釈について将来の紛争を避けるため次のとおり覚書を交換する。

一、元契約第十二条但書中の「開発計画の規模を低下しない程度の一部の変更」のうちには、開発計画書に記載せられた温泉掘さく事業の成功及び之を前提とした諸施設の施行に關し右が成功不能と確定せられた場合を包含しない。

二、元契約第十四条第一号の適用については、信義、誠実の原則に従うべきこと勿論であるが、乙が正当の理由のないにもかかわらず、著しくその実施を遅延させてこれを放置し、本契約締結の目的を達成することができないと明らかに認められる場合をいい、甲の悪意をもってこの条項を適用するものではない。

右のとおり双方了解の上覚書式通を作成し各覚書を保有する。

昭和参拾壹年参月壹日

神奈川県足柄下郡真鶴町

真鶴町長 橋本徳治朗

真鶴町議会 議長 三木竹吉

東京都中央区日本橋兜町壹丁目貳番地

江之島興業株式会社

取締役社長 佐藤和三郎

（真鶴町役場蔵）

一九五二年（昭和二十七年）七月、国有林の払い下げも成り、真鶴半島の開発を手がけるについて、真鶴町が江之島興業株式会社となした契約書である。本契約書に添付された真鶴観光施設計画によれば、総工費四億一五〇〇万円をかけて道路整備（遊歩道・車道）、動物園、キャンプ場、釣魚施設、海水浴場、温泉掘さく、展望施設、宿泊施設、テニスコート等の運動施設等を建設することになっていた。現実には一九五六年（昭和三十一年）四月二十五日に江之島興業株式会社に よって真鶴岬に真鶴遊園地が開園され、以後、真鶴岬の観光開発は本格化する。

第五節 戦後教育のはじまり

141 真鶴小学校日誌

(イ) 昭和二十一年度真鶴町国民学校日誌

一九四六年度

昭和二十一年度真鶴町国民学校日誌

四月四日(木) 雨

入学式挙行 入学児童 初一 男女計百五十七名

始業式挙行

四月九日(火) 晴

児童朝礼実施

明日十日総選挙ニ際シ棄権ナキ様児童ヲ通シテ宣伝処置ヲ講ズ

女教員七名、児童若干名選挙手伝トシテ勤務スル様決

定ス

四月十八日(木) 晴

発疹チブス発生ノタメ関係学級(初一ノ三 初二ノ

一 初六男女、高二女) 今日ヨリ一週間登校停止ス

種痘ノタメ講堂使用

四月二十六日(金) 曇

午後英霊謹迎ノタメ初五児童代表トシテ参列ス

五月二十一日(火) 晴

青木平祐氏ノ公葬ヲ午後一時三十分ヨリ講堂ニテ行フ

五月二十八日(火) 曇

関野視学来校、十二時ヨリ新教育ニ関スル指導アリ

五月三十一日(金) 曇後雨

十二時半ヨリ全職員ニテ図書ノ整理ヲナス

六月十三日(木) 快晴

経済警察ヲ通ジテ青木繁太郎氏ヨリ欠食児童ニトテ食

料ヲ寄附セラル

六月二十五日(火) 晴

二時限ニテ授業打切り五年以上墓地腐敗水処理ノタメ

各寺院へ出掛ケル

湯河原校ヨリ電話アリ明日午後二時迄ニ地方事務所へ

アメリカ南瓜ノ種子ト書類ヲ取りニ来ル様ニトノコ

ト、岩・福浦校ニ連絡ス

八月九日(金) 晴

一、湯河原校ヨリ電話アリ 奉安殿撤去保留ノ件、県ヨリ
ノ通達ニヨリ進駐軍関係ノタメ撤去ヲ具体的ニセヨト
ノ件

八月二十三日(金) 晴

一、人夫三名来校奉安殿撤去作業ヲナス

一、県主催公民講習ノタメ職員多数出席(戸塚校)

八月二十六日(月) 晴

一、第二学期始業式ヲ行フ

八月三十一日(土) 曇

一、奉安殿撤去作業実施中

(四) 昭和二十二・二十三年度真鶴小学校学校日誌

一九四七・四八年度

昭和二十二年度真鶴小学校学校日誌

四月五日(土) 晴

(記事) 一、朝礼、選挙棄権防止ノ件 棄権防止ニ関スル
協力トシテ授業第一時限ニテ打切児童ヨリ各家庭ニ書

面配布

四月六日(日) 晴

(記事) 一、知事・町長選挙開票講堂ニテ午前九時ヨリ行
ハル

四月十日(木) 晴

(職員) 尾森教官、六三制ニ関ス会議 (地方) 事務所
へ

四月十四日(月) 晴

(来校者用件) 学制実施準備委員

(記事) 一、午前十時ヨリ六・三制実施準備委員連合会

七月十三日(日) 曇

(記事) 一、真鶴町漁民組合発会式のため講堂使用(午後
一時より)

八月十四日(木) 晴

(受付文書) 一、学習指導要領の解釈及適用に関する件

(事務所)

八月十六日(土) 晴

(記事) 一、教員再教育講習会へ出席 学校長(以下八名

略)

十月七日(火) 曇

(来校者用件) 米第八軍教育係官マックマラス大尉通
訳一名本校教育状況^(註)視せらる

十月二十九日(水) 晴

(来校者用件) 軍政部教育係官クルック少佐学校視察
(自午前十時至午後四時)

十一月四日(火) 晴

(記事) 一、中学関係職員 マックマラス軍政部教育係官
をかこんでの座談会(於真鶴中学校)

昭和二十三年二月十四日(土) 雨

(発送文書) 軍国主義超国家主義表徴物に関する撤去状
況報告

昭和二十三年度真鶴小学校学校日誌

五月十二日(水) 曇

(記事) 遠足施行 一年・二年・三年……吉浜

四年……三ツ石 五年……片浦方面

六年……土肥大杉

七月十九日(月) 曇

(職員動向) 一、太田校長 勅語返還のため地方事務所へ
出張

十月五日(火) 曇

(記事) 教育委員選挙のため授業午前中午後児童は棄権
防止のため家の留守をなす

十一月八日(月) 晴

(記事) 秋季遠足 一・二年……吉浜海岸 三年……小
田原 四年……沼津 五・六年……伊東

十二月十二日(日) 雨くもり

(記事) 組合結成大会 九・〇〇—十二・〇〇

(真鶴町立真鶴小学校蔵)

(イ)史料は、一九四六年(昭和二十一年)四月から八月までの
真鶴町国民学校日誌のうち、当時の学校を取りまく社会の変
化を示す記事を主として採録した。戦死者の公葬が学校で行
われ、戦争の影がまだ消えない一方、新教育の指導、図書
の整理、奉安殿の撤去等学校をめぐる環境の大きな変化が読

みとれる。

(ロ)史料は、一九四七、八年にかけての真鶴小学校学校日誌から、主として学校制度の改革にかかわる記事を拾い出した。

学校は、日曜日においては町民や教員の主要な集会場としての役割も果たしており、本史料にもそうした記事が散見される。なお、一九四七（昭和二十二）年八月十六日に開始された教員再教育講習会は、他日の記事によって以後、十七・十八・二十・二十一・二十二・二十三・二十四・二十五日の八日間実施されたことがわかる。

142 真鶴町・岩村中学校組合設置について

一九四七年九月六日

(イ) 真鶴町・岩村中学校組合設置について

議案第二十一号

真鶴町及び岩村はその中学校に関する事務を共同処理する為地方自治法第二百八十四条第一項により中学校組合を設置するものとする

昭和二十二年九月六日提出

理 由 書

岩村長 二見毅一郎

新制度は中学校を義務制として課せられましたにつき其の重要性に鑑み之が達成に邁進せねば相成りません、然し乍ら之を一町一村の経営とするよりは児童の通学に左したる困難なき真鶴町岩村の中学校組合を組織して経済的に能率的に成果を挙げたいと思うのみならず監督官庁の御指示もありますので本議案を提出するものであります

昭和二十二年九月六日

岩村長 二見毅一郎

(ロ) 真鶴町・岩村中学校組合規約

議案第二十二号

真鶴町及び岩村は中学校組合設置に伴ひ左の中学校組合規約を制定する

昭和二十二年九月六日提出

岩村長 二見毅一郎

真鶴町・岩村中学校組合規約

第一章 総則

第一条 本組合は真鶴町岩村中学校組合と称える

第二条 本組合は真鶴町及び岩村で組織する

第三条 本組合は中学校教育に関する事務を共同処理する

第四条 本組合役場は真鶴町役場内に置く

第二章 組合の議会の組織及び議員の選挙の方法
第五条 組合会議員の定数は二十名とし各町村の議会に於て各町村住民中町村会議員の被選挙権を有する者の中より選挙する

第六条 各町村から選挙する議員数は左の通りとする

真鶴町十二名

岩村 八名

第三章 組合の執行機関の組織及び選任の方法

第七条 本組合に組合長一名 助役二名 収入役一名を置き組合長は真鶴町長助役は岩村長及び真鶴町助役収入役は真鶴町収入役の職にあるものを之に充てる

第八条 本組合に書記二名を置き各町村職員中から一名宛組合長が命免する

第四章 組合の経費の支弁方法

第九条 本組合に要する経費は組合財産より生ずる収入及び組合に属する収入並びに左の方法により計算した分賦金を以て之に充てる

毎年度予算開始前に於て前年十二月末日現在に於ける各町村の生徒数割十分の三、現住戸数割十分の三現住人口割十分の四により計算する

附 則

本規約は公布の日より施行し昭和二十二年八月一日から之を適用する

『同日原案可決』

(真鶴町役場蔵)

一九四七年(昭和二十二)四月に真鶴町・岩村・福浦村の三町村によって開設された真鶴中学校は、同年八月二十二日福浦村が分離することによって、真鶴町・岩村の二町村によ

143

岩小学校夏休中、学校宿泊状況について

一九四九年度～五一年度

昭和二十四年七月十六日

岩小学校長 熊澤清太郎

って新たに組合立中学校として運営されていくこととなった。(イ)史料は、岩村長が組合立中学校の設立について議会に提案した議案書である。真鶴町においてもまったく同様の議案が九月二十日付で議会に提案され、同日可決されている。(ロ)史料は、(イ)史料と同時に提出された組合規約である。なおこの規約は一九四七年八月一日にさかのぼって適用されることが規定されている。(ハ)史料は、一九五一年(昭和二十六)五月一日より一部共同処理事務の内容および議員定数の変更により廃止され、新たな規約によって組合立中学校は運営された。さらに一九五二年(昭和二十七)十月三十一日(十二月十八日公布)をもって真鶴町岩村中学校組合規約は改正され、一九五五年(昭和三十)三月二十三日可決の真鶴町岩村組合規約の制定により廃止された。

岩村村長

二見毅一郎殿

夏休中、学校宿泊状況について

標記の件左記の通り申込がありましたので御報告致します。

記

七月 ^{二二} _{二二} 日	千代小学校	日程の件は変更があるかも知れません
七月 ^{二二} _{二八} 日	仙石原小学校	
七月 ^{三〇} _{二八} 日	小田原四中	此の他未定ではありますが
七月 ^{三〇} _{二〇} 日	河村小学校	数校あります
八月 ^五 _二 日	温泉小学校	
八月 ^{十二} _二 日	生物同好会	

昭和25年7月14日起案

夏季小学校使用について

夏季小学校使用許可申請校は左の通りです

昭和二十五年七月十四日現在

昭和26年7月19日起案

昭和二十六年夏季小学校使用校及日時

申出校名	参加人員	使用期日	備考
足柄小田原第三中学	一〇〇名	七月三十一日～三十七日	
中津田中里学園	不明	八月一日～五日	
二宮県立 国府実習学校	一四〇名	八月七日～十一日	
仙石小学校	八〇名	八月十一日～十二日	
東京家政学院附属 中、女学校	三〇名	八月十五日～十九日	
山北小学校	四〇名	八月二十一日～二十三日	

使用学校名	使用期日	人員	備考
千代小学校	自七・二二 至七・二三 約3日	一〇〇名	
小田原第三中学校	自七・二二 至七・二七 7日	三〇	
宮城野小学校	自七・二三 至七・二五 3日	五〇	
中里学園	自七・二六 至八・四 15日	一〇〇	
酒匂中学	自七・二六 至七・二九 4日	一〇〇	
山北川村小学校	自七・二九 至七・三〇 2日	五〇	

相模原町立旭中学校	自八・四 至八・一 1日	三〇
小田原第二中学校	自八・七 至八・五 3日	一〇〇
箱根小学校	自八・七 至八・五 3日	四〇
国府実習	自八・八 至八・二 5日	二〇
湘南生物研究会	自八・五 至八・二 4日	二五
同右	自八・四 至八・一 4日	二五

(真鶴町役場蔵)

夏期休業中に臨海学校等の施設として岩小学校を利用した学校、団体の、一九四九年（昭和二十四）度から五一年（昭和二十六）度の三年間における記録である。夏期休業中ほとんど休みなく利用されていた状況がわかる。

144 真鶴町岩村中学校組合財政状況公表

一九四九年四月三十日

告示第一号

真鶴町岩村中学校組合財政状況公表

学制の改革によって中学校は三年の義務制となり各町村は夫々独立校舎を計画若しくは小学校への併設を考慮致したのであります。然る処昭和二十二年四月進駐軍は「小規模なる中学校の乱立は教員数の不足を招き且生徒数の僅少は学級編成技術上適当でない」等の理由から全国的に学校組合の組成を勧奨し、真鶴町岩村福浦村は之を地理的に学校組合を構成すべしとの指示があつたのであります。依つて三ヶ町村は此の勧奨を了解し具体方法を協議中福浦村は組合への参加を拒否致したのでありますので真鶴町岩村は二ヶ町村だけで組合を実現致したのであります。昭和二十二年九月真鶴小学校へ中学校を併置し岩小学校舎の一部を事実上の分校とし独立校舎の新築を計画、昭和二十三年五月工事に着工致し近日校舎だけは完成の見透しがついたのであります。本公表は中学校組合結成後最初のものでありますので以上によって所謂六・三制施行後の経過を御了解されたいのであります。

第一、予算の使用状況

昭和二十二年度の本組合の決算概要は本日別途先示の通りであります昭和二十三年四月から昭和二十四年三月末日迄の支出は下記の通りであります。

一、総額金 五百貳拾七万貳仟六百参拾九円五拾四銭

内建築費関係四百六拾七万六仟四百四拾七円五拾五銭

中学校經常費五拾九万六仟壹百九拾壹円九拾九銭

第二、公営事業の経理の状況

工事中の校地の面積は貳百五拾坪

校舎の坪数は二棟と附属建物の当初設計合計四百十六坪もの増加を致しました。建築工事請負金は設計変更の分を含めて後五百五万円であり概算払の形になって居りますので工事竣工後精算公表致します。

第三、収入の状況

第一項に於て収入総額を示しました。

此の内容をなすものは真鶴町と岩村との分担金及び国庫からの補助額と起債許可額とでありますから全額収入済であります

但し他に金壹百九万円の起債を申請中であります。

第四、財産の現在高

蓄積すべき預金も有価証券もありません。校地敷地内にあった民家を買収して中学校教員住宅に充当してあります。此の構造は木造瓦葺二階建て建坪は二十八坪であります。

第五、公債の現在高

昭和二十二年途中の国庫からの起債額は金貳拾壹万四仟円であります。

第六、一時借入金の現在高

昭和二十四年三月三十一日現在に於ける一時借入金はありません。

第七、その他財政に関する事項

歳入は両町村の分担金であるので欠陥を生ずる事なく歳出経常費は監査員から厳重な監査を受けているので不当な支出はないのであります。歳出臨時費は現に施行中の校舎と整地の工事でありまして竣工は間近いのであります。現工事が完成致しても校舎に不足があるのですが目下の処増築の計画は樹てられないのであります。

財政は楽観出来ないであります。が教室の不足は永く放任出来ませんので財政を勘考し逐次教室の増築を急ぎたいと思つて居ります。

昭和二十四年四月三十日

中学校組合長 橋本徳治

(真鶴町役場蔵)

一九四七年(昭和二十二)九月に真鶴町・岩村中学校組合が設立されて以来、初めてその財政状況を公表をしたのが本史料である。一九四八年(昭和二十三)末には物価改訂による請負金額の変更等の問題が表面化しつつあり、そうしたなかで一九四九年(昭和二十四)度当初における組合の財政状況を明らかにしたものである。

145 真鶴町公民館条例 一九四九年九月十日

議案二六号

真鶴町公民館条例を別紙の通り定める

昭和二十四年九月十日提出

真鶴町長 橋本徳治

真鶴町公民館条例

(目的)

第一条 この公民館は本町民の実生活に即する教育生活文化の振興、社会福祉の増進等に寄与することを目的とする。

(管理)

第二条 この公民館の本館は真鶴町青年団会館を使用し本町においてこれを管理する。

(維持)

第三条 この公民館を維持経営する財源は本町費又は寄附金を以てこれに当てる。

別に公民館維持会を組織して経費の一部を賄うこともある。

この場合公民館維持会の細則は公民館委員会によってつくられる。

(運営)

第四条 公民館は公民館委員会が運営する。公民館委員は十名とし各種文化団体長又は学識経験者の中から六名本町会議員中から四名を本町議会の選挙によって選出し町長之を委嘱する。

委員の任期は二年とし再任を妨げない。

(公民館委員会)

第五条 公民館委員会に委員長を置き委員の互選によりこれを選任する。委員長は会務を総理し会議の議長となる。

(公民館委員会の任務)

第六条 公民館委員会の任務は公民館運営に関する具体的計画を樹て公民館の運営に当る外公民館の経費の調達其他各種団体との連絡調整に当る。

(公民館の職員)

第七条 公民館に館長を置く、館長の任期は二年とし再任を妨げない。

館長は公民館を代表し公民館の行ふ各種事業の企画実施其他必要な事業を行ふ外所嘱職員を監督する。

館長は公民館委員会の推薦により町長が委嘱する。
公民館の職員は専任又は兼任とする。

(編成)

第八条 公民館に左のような部を置くことができる。

- 1、教養部
- 2、図書部
- 3、産業部
- 4、集会所
- 5、体育部
- 6、保健部
- 7、社会事業部

附 則

この条例は公布の日から施行する。

『同日原案可決』

(真鶴町役場蔵)

一九四九年(昭和二十四)六月十日に社会教育法が施行された。真鶴町はその後わずか三か月の間に社会教育法^{二十五}第二十一条を根拠に本史料である公民館設置条例を制定した。社会教育に対する真鶴町の積極的対応を示す史料といえる。

146 真鶴町社会教育法施行条例

一九五一年九月十四日

昭和二十六年九月十四日議決

昭和三十一年九月三十日地方自治法施行令第三条による施行同日公布

真鶴町条例第八五号

真鶴町社会教育法施行条例

第一条 社会教育法(昭和二十四年法律第二〇七号以下法という)第一五条の規定により本町に社会教育委員を置く。

第二条 社会教育委員(この条及第四条中委員という。)の定数^{十五人}十人とする。

2、委員の任期は二年とする。但し再任を妨げない。

3、特別の事由のある時は教育委員会は前項の規定にかゝらず委員を解嘱することができる。

4、委員に欠員を生じた時は補欠委員を委嘱しなければならない。

5、前項の委員の任期は前任者の残任期間とする。

第三条 社会教育委員は公民館運営審議会委員をもって之に充てる。

第四条 委員には別に定める所により職務のために要する費用を弁償する。

第五条 法第二十一条の規定により真鶴町公民館（以下公民館という。）を真鶴町七四五番地に設置する。

第六条 公民館に館長一人、職員若干人を置く。

第七条 公民館運営審議会は（以下審議会という。）委員十五人を以て組織する。

2、審議会の委員の任期は二年とする。但し再任を妨げない。

3、第二条第三項第四項及び第五項は審議会の委員に準用する。

第八条 審議会の委員には職務を行うために要する費用の弁償をする。

2、前項の費用の弁償については第四条を準用する。

第九条 この条例に定めるものゝ外必要な事項は別に定

める。

附 則

1、この条例は昭和二十六年 月 日から施行する。

2、本町に教育委員会が設置される迄の間この条例中「教育委員会」とあるは「町長」と読み替えるものとする。

3、真鶴町公民館条例（昭和二十四年九月真鶴町条例第五十四号）は廃止する。

（真鶴町役場蔵）

本条例は、社会教育法施行条例として旧真鶴町において制定されたが、一九五六年（昭和三十一年）九月三十日の真鶴町・岩村の町村合併以後も地目法施行令三条により新真鶴町に継続施行された。

第六節 町村合併

147 神奈川県町村合併鶴飼試案から

一九五四年三月五日

C 西湘地区

湯河原町、吉浜町、福浦村、真鶴町、岩村、片浦村
まず西湘地区六ヶ町村の人口、面積を示せば次表の通りである。

町村名	種別	人	口	面	積	人口密度
湯河原町		一〇、〇五四		一八・九	km ²	五三二
吉浜町		五、三一七		二一・九		二四三
福浦村		一、六〇二		〇・三		五、三四〇
真鶴町		六、四六二		一・一		五、八七五
岩村		二、一九五		四・五		四八八
片浦村		三、四二三		一六・九		二〇五
計		二九、〇五三		六三・六		四五六

(一) 自然的、経済的一体性

この六ヶ町村は背後に箱根の群峯を負い、前に相模

湾をひかえた狭い低地の上にある。このような特殊な地形のため、この地帯では古くから採石業と漁業とが又大磯丘陵地帯と並んで相州みかんの栽培が盛んである。従つて地形的にみれば西湘地区は一体性を有するが、湯河原町の可住地は吉浜迄続いていて、福浦村以西は台地となり海岸線に沿つて片浦村に続いているので、湯河原町と片浦村とは距離的に多少へだたりすぎている観がある。

各町村における業態をみると、別表の通りであるが、湯河原町はサービス業三二%、農業二七%、が多く、吉浜町は農業四七%、サービス業一〇%、福浦村は漁業五〇%、真鶴町は商業一八%、漁業一四%、サービス業一一%、岩村は農業三三%、片浦村は、農業六六%という特徴を示しており、農業、漁業と共に湯河原温泉を中心にサービス業の占める比率も大きいことが分る。この地区の農業は大部分がみかん栽培であることが共通しており、又湯河原をはじめ、吉浜町の海水浴場と山地のゴルフ場（現在新設中）真鶴岬の景

観という如く、観光地としての一体性を見逃すことが出来ない。交通状況についてみると、国鉄東海道線が相模湾に沿って福浦村を除く全町村を貫通しており、バスも奥湯河原から湯河原、吉浜、真鶴、岩、片浦を

ぬけて小田原に通じている。将来は湯河原の温泉を可能な限り引湯することにより、山と海を生かした立体的な観光地とする構想を西湘地区で考えているようである。

町村名	種別	人口	農業	林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	卸売業小	金融業	運輸業	サービス業	公務	その他
湯河原町	三、六二八	九一六	四二	二	一	三〇六	二七八	五二五	四〇	二四二	一、一六四	一〇	一	二
吉浜町	一、八九七	八九九	五	一四	三	一九九	一六四	一八八	二三	一五五	一八七	六〇	一	一
福浦村	五、一〇〇	二二三	一	二四九	一	二二二	四九	九六	二	一八	三一	二四	一	一
真鶴町	一、九八八	一九七	一	二八一	五八	二三一	二三五	三三四	二三	三〇〇	二二三	一〇四	二	二
岩村	七六七	二五三	四	六一	六二	七一	六八	九〇	六	五七	五九	三五	一	一
片浦村	一、二九一	八六五	二七	四二	三八	六五	七〇	五二	四	五四	四〇	三三	一	一

(二) 行政的一体性

吉浜町と福浦村とは中学校事務組合（昭和二二年）

又吉浜町と湯河原とは隔離病舎事務組合（明治三四年）をもっている。福浦村は他に真鶴町、岩村と三ヶ町村で衛生組合を設けている。亦真鶴町と岩村は中学校事務組合（昭和二二年）をもつ。福浦、真鶴、岩村の三ヶ町村は以前役場事務組合を設けて役場事務の共同処理を行っていたが、昭和二十二年解消して現在に

至っている。

(三) 合併後の人口、面積

西湘地区六ヶ町村が合併した場合の人口は二九、〇五三人、面積は六三、六平方軒で箱根地区よりやや狭く、人口密度は一平方軒当り四五六人となる。

(四) 合併について

西湘地区では各町村の議会が調査研究委員会を設け、更に各町村代表二名よりなる西湘町村合併調査協

議会を設置して、第一回は昨年一月二十四日、第二回は二月一日に協議会を開催した。

吉浜町を除く五ヶ町村は合併促進の意見一致をみたが、吉浜のみ尚研究の余地ありとして消極的である。

亦片浦村の立場は西湘地区に属しているものの小田原市との関係も深く、この点微妙である。当地区は湯河原町を除き他は人口八千に満たない町村であり、特に福浦村、岩村、片浦村は人口四千にも達していない町村である。従って、この際全町村が合併することは最も望ましいが（支所は一ヶ所設ける必要があるであらう）片浦村が小田原市に編入合併をすれば、それも亦

神奈川県川崎市合併計画試案

足柄下郡

関係町村名	人口	面積	密度	町村の形態	備考
湯河原町	一〇、〇五四	一八・九 ^{km²}	五三二	観光地	1 背後に箱根山を負い、前は相模湾に面した所謂西湘地区であつて、地勢的に一体性をなす。
吉浜町	五、三一七	二二・三	二三八	農村（果樹）	2 交通的には国鉄並びにバス連絡があり不便を来していない。業態は必ずしも同一ではないが、吉浜、真鶴は漸次観光地化されつつある。
福浦村	一、六二〇	〇・三	五、三四〇	漁村	3 全町村都市計画区域、岩、真鶴飛地あり。 吉浜、湯河原に衛生事務に関する組合、吉浜、福浦と真鶴、

考えられることである。

D 県境を超えた静岡県泉町と湯河原町との合併について

この両地区の合併は長い間懸案となつていたのであるが、歴史的には元禄十三年以前は、泉町は神奈川県に属していたのであつて、現在に於いても社会経済的には全く一体性をなしており、ただ行政区画を異にするだけで湯河原としては多大の不便を来たしている状態である。幸い促進法が改正されて、県境をまたがる区域の合併も可能となつたので西湘地区の合併と共に研究すべきであらう。

真鶴村	六、四六二	一・一	五、八七五	漁村
岩村	二、一九五	四・五	四八八	農村(果樹)
計	二五、六四八	四七・一	五四四	

足柄下郡

一 湯河原、吉浜、福浦、真鶴、岩の五町村は合併すべきである。				
湯河原町	一〇、〇五四	一八・九	五三三	
吉浜町	五、三一七	二二・三	二三八	
福浦村	一、六二〇	〇・三	五、三四〇	
真鶴村	六、四六二	一・一	五、八七五	
岩村	二、一九五	四・五	四八八	
計	二五、六四八	四七・一	五四四	

(『神奈川県町村合併誌 上巻』)

148 西相町村合併促進協議会規約

一九五四年十一月三十日

本史料は、神奈川県専門委員であった鶴飼信成東大教授に、県が純行政的立場から町村合併試案を作成してもらったなかの、西湘地区の試案である。西相町村合併調査協議会とはほぼ同じ考え方で作成されている。なお「西湘」の語は、史料によっては「西相」の語を使用するものもある。以下、本編では原史料の表記に従った。

(協議会の目的名称及び協議会を設ける町村)

第一条 この協議会は西相町村合併促進協議会(以下協議会という)と称し岩村、真鶴町、福浦村、吉浜町及

4 岩岡町村間に夫々中学校事務組合、真鶴、岩、福浦に衛生事務に関する組合が設置されている。湯河原町に隣接する熱海市景町(人口二、〇〇〇)は、行政区画が異なるのみで、社会、経済的には全く一体性をなしている。今後問題を残している。片浦村は上記町村とともに、西湘地区を形成し、相互に産業的類似点も多いのでこれら町村との合併も考えられる。

び湯河原町（以下「関係町村」という）が町村合併促進法第五条の規定に基いて関係町村相互の町村合併に関する必要な調査、新町建設計画の策定その他の協議を行うことを目的として設けるものとする

（協議会の担任する事務）

第二条 協議会は左に掲げる事務を行う

一、町村合併に関する必要な調査

二、新町建設計画の策定

三、前各号に定めるものを除き必要な事項

（協議会の事務所）

第三条 協議会の事務所は神奈川県足柄下郡湯河原町宮

下六二六番地湯河原町役場内に置く

（協議会の組織）

第四条 協議会は会長及び委員三十四人をもつて組織す

る

2、会長は関係町村の議会の議長及び長が協議して定

めた者をもつて充てる

3、委員は次の者をもつて充てる

一、関係町村の議会の議長

二、関係町村の議会において選任した議員各二人

三、関係町村の長

四、関係町村の長がその協議により定めた関係町村の職員各一人

五、関係町村の区域内の公共的団体等の役員並びに学識経験者で関係町村の長が協議により定めた者各二人

4、会長委員は非常勤とする

（会長の職務代理）

第五条 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは

会長が予め指定した委員がその職務を代理する

（会議の招集及び運営）

第六条 協議会の会議は会長がこれを招集する

2、会議開催の場所及び日時は会議に付議すべき事件とともに会長が予めこれを委員に通知しなければならない

3、協議会の会議は委員の半数以上の者が出席しなけ

ればこれを開くことができない

4、会長は会議の議長となる

5、会議の議事その他会議の運営に必要な事項は協議会の会議で定める

(職員)

第七条 協議会の担任する事務に従事する職員は関係町村

の職員の中から関係町村の長が協議して定める

第八条 協議会に要する経費は関係町村の負担とし負担額、支出方法その他必要な事項は関係町村の長が協議で定める

(雑則)

第九条

この規約に定めるものの外協議会に関し必要な事項は協議会で定める

附 則

この規約は昭和二十九年十二月四日から施行する

(真鶴町役場蔵)

岩村・真鶴町・福浦村・吉浜町・湯河原町の三町二か村が合併をめざして設立した協議会の規約を定めたものである。

町村合併促進法（昭和二十八年九月一日法律第二百五十八号）は第五条で「町村合併をしようとする町村は、町村合併を促進するために必要な調査を行い、第六条第一項に規定する新町村建設計画の策定その他町村合併に関する協議を行うため、地方自治法第二百五十二条の二第一項の規定により、町村合併促進協議会を置くことができる」と規定した。町村合併促進協議会が湯河原町・真鶴町・吉浜町・福浦村・岩村の間に成立したということは、この三町二か村が町村合併に向けて具体的に動き出したということを意味している。

149 西相町村合併不成立報告 一九五五年二月十一日

西相町村合併不成立報告

真鶴町と岩村は、昭和二十八年九月町村合併促進法が公布施行せられるや卒先西相五ヶ町村は、大同団結して町村合併することにより、よりよい町をつくり、もつて住民の福祉を増進することが時代の要請でもあり又国の

方針にも副う所以であるとして、一昨年十一月以来一年有半にわたり、あらゆる努力と研究を重ね、常に互譲の精神をもつて、西相五ヶ町村の合併実現を期待し、積極的に推進して来たのであります。その目的、効果につきましては、既に印刷物や公聴会等によりまして御了解願つたところであります。

正式な西相町村合併促進協議会におきましても新町の町名を残すのみで他は基本方針を再確認いたしましたのであります。

関係町村の財産につきましても「原則として新町に引き継ぐこととし、特に収益があつた場合はその収益の部分は、その所属した旧地元町村の施設費に充当する」方針でありまして、この点につきましても既に公表したとおりでありまして、合併促進協議会におきましても当初はこれに異論がなかつたのであります。

合併促進協議会の中期に至りまして、吉浜町は、町有地三十六町歩を農地に開放し、又観光開発のため十萬坪を区有財産として保留いたした旨の申入れがあり、合

併促進協議会はこれを諒としたのであります。

然る処本年一月二十五日に至りまして、吉浜町は突如右の外利用価値の高い個所五百町歩に及ぶ財産区の設定と農民に対し町有地二百町歩の開放をしたいとの申入があつたのであります。吉浜町の町有地は大体一千町歩と言われておりますが、そのうちの最も利用価値の多い地域七百町歩を保留したいとのことなのであります。反面吉浜町以外の町村は全財産を新町に引き継ぐわけでありますから、吉浜町のこの新しい提案については、住民の御了解を得なければならぬわけでありますが、それには期日が余りにも切迫いたしておりますし、且つ住民の了解を得ることは至難なことと思われたのであります。

一方湯河原町は、熱海市泉区との合併を永く念願いたしており、その合併は合併促進法によらねば実現が望めないもので、吉浜町の提案には可成り困惑したことと思ひます。

合併についての関係町村議会の議決は一月中と予定さ

れておりましたので、一月二十九日の合併促進協議会には一大決意をもつて臨んだのでありますが吉浜町は、更に県営上水道の水源としての新崎川の提供は一部部落の強い反対があり可成りの困難が予想されましたので遂に西相五ヶ町村の合併は難関に直面したのであります。

一町村のみが財産区を設ける場合は、これを最小限度に止めるべきであると信じますし又関係全町村が財産区を設ける等各町村においてそれぞれその財産を温存するときは、折角よりよき町をつくるための新町の建設に不安を招くことゝなるわけであります。一方新崎川を県営水道の水源とすることが困難としますと、県営上水道が実現するとしても相当の歳月を要するものと思われるのであります。

右様な次第で、一月も下旬に至りかゝる重大提案が吉浜町から提出されましたのであり更に吉浜町からこれ以上の協議は打ち切りたいとの動議が出まして、遂に私達が熱望した西相五ヶ町村の合併は、誠に遺憾ながら決裂の止むなきに立至つたのであります。

茲に実情を述べて御了解を願うと共に併せて合併不成立に対する遺憾の意を表明する次第であります。

昭和三十年二月十一日

真鶴町町村合併促進協議会委員

岩 村町村合併促進協議会委員

(真鶴町役場蔵)

一九五五年(昭和三十)一月二十九日の協議会をもって湯河原町・吉浜町・福浦村との町村合併が不調となったことを、真鶴町・岩村の立場から住民に報告したのが本史料である。

150 真鶴町より岩村へ町村合併申入れについて

一九五六年六月十五日

三一 真発第一四三七号

昭和三十一年六月十五日

真鶴町長 橋本徳治郎

真鶴町議会

議長 三木竹吉郎

岩村議会

議長 川口竜雄殿

町村合併申入れについて

曩に貴村及び当町は、共に町村合併の必要性を痛感し、西相五ヶ町村の合体合併を念願し、積極的に推進して参ったのでありますが、図らずも協議途上において誠に遺憾ながら決裂の止むなきに至り、尔来共に単独にて行政を運営して参ったのであります。偶々町村合併促進法も本年九月末日をもって失効することとなりますので、人情風俗共に近似し、地形的にも両町村の境界は非常に錯綜しており渾然一体をなしており又経済生活圏も共通しており且つ既に行政面におきましても衛生及び中学校教育につきましては一部事務組合を組成しその円滑なる運営を行っており又貴村一部地域内には当町水道を引水しておる等貴村との地域環境はまことに密接なるものがありますので、貴村との合併は国の施策にも副い又住民の福祉も一層増進されることと思ひます。

よって当町は議会の総意をもって左記のとおり合併基本

方針を開陳して、ここに貴村との合併を申し入れる次第であります。

よろしく御審議の上両町村の合併が実現いたしますようお願いいたします。

記

一、合併の形式 合体合併

二、議員の定数及び選挙区

第一回の選挙に限り選挙区を設け、その定数は公職選挙法施行令第九条の特例規定を適用して、人口比例によらないこととし、協議の上定める。

三、漁業権問題

漁業協同組合は現況のまゝとし、岩村の漁業に対する權益を尊重し、真鶴町側はこれを侵犯しない。

四、岩村住民の保有する石材採掘権及び農業者の保有する既得權益は尊重し、真鶴町側はこれを侵犯しない。

五、行政担当者

新町の助役は、町長の選出されない方の旧町村内の住民から選任することとし、行政の円満なる運営を計

る。
六、その他については協議して定める。

以上

(真鶴町役場蔵)

西相町村合併促進協議会が一九五五年(昭和三十)二月に解散して、同年四月一日には湯河原町が成立するにおよび、町村合併促進法の失効を一九五六年(昭和三十)九月末日に控え、真鶴町が岩村に町村合併を正式に申し入れたものである。岩村はこれを受け入れ、真鶴町・岩村合併促進協議会の結成、真鶴町建設計画書の作成、廃置分合の申請という一連の町村合併促進法上の手続きを経て、一九五六年十月一日新制真鶴町が成立した。

151 真鶴町岩村合併促進協議会規約(案)

一九五六年七月二十日

真鶴町岩村合併促進協議会規約(案)

(協議会の名称、構成町村、及び協議会を設ける目的)

第一条 この協議会は、真鶴町、岩村合併促進協議会

(以下「協議会」という。)と称し、真鶴町、岩村(以下「関係町村」という。)が関係町村相互の町村合併に関する必要な調査、新町村建設計画の策定その他の協議を行うことを目的として設けるものとする。

(協議会の担任する事務)

第二条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

一 町村合併に関する調査

二 町村合併に関する協議及び合併条件の調整

三 新町村建設計画の策定

四 前各号に定めるものを除き必要な事項

(協議会の事務所)

第三条 協議会の事務所は、足柄下郡真鶴町五〇四番地

真鶴町役場内に置く。

(協議会の組織)

第四条 協議会は、委員二十人をもって組織する。

2 委員は、関係町村より各十人を選任し、これを充てる。

(協議会の役員)

第五条 協議会に次の役員を置き、委員の互選により定める。

- 一 会 長 一名
- 二 副会長 一名

2 会長は、協議会を代表し、会務を統理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会議開催の日時及び場所は、会議に付議すべき事件とともに、会長が予めこれを委員に通知しなければならない。

3 協議会の会議は委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

4 会長は、会議の議長となる。

5 協議会の会議の議事その他会議の運営に関し、必要な事項は、協議会の会議で定める。

(小委員会)

第七条 協議会に小委員会を置くことができる。

2 委員会の会議は、前条の規定を準用する。

(職員)

第八条 協議会の担任する事務に従事する職員は、関係町村の職員の中から関係町村の長が協議して定める。

(協議会の経費)

第九条 協議会に要する経費は、関係町村の負担とし、負担額、支出方法その他必要な事項は、関係町村の長が協議して、定める。

(雑則)

第十条 この規約に定めるものの外、協議会に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。

附 則

この規約は、昭和三十一年 月 日から施行する。

(真鶴町役場蔵)

この規約の制定により、真鶴町と岩村の合併は町村合併促

進法第五条の規定に従って、具体化しはじめた。

152 合併協議成立報告 一九五六年八月二十一日

合併協議成立報告

真鶴町と岩村は、祖先以来伝統の親しみと、明治初年以後約一世紀に亘る自治連繫の誼による全住民の総意により町村合併促進協議会を結成してから、二回の小委員会と、四回の全委員会を開き、去る八月十七日合併のすべての協議が成立いたしました

その内容は多岐に亘りますので直接住民につながる要点だけを次に掲げます

一、新町名 真鶴町

尚現真鶴町を大字真鶴、現岩村を大字岩と称します

二、合併の形式 合体合併

三、基本方針

新町は、産業の振興と観光を基本方針とします

四、役場の位置

現真鶴町役場を本庁とし、岩村役場を支所とします

支所で扱う事務は戸籍、配給、土地、納税、国保、農業委員会

五、建設事業名と完成年度は次の通りであります

(一) 真鶴港埋立、岸壁工事 (昭和三十二年)

(二) 岩海岸下水工事 (昭和三十二年)

(三) 上水道事業 優良水源による上水道 (昭和三十三年)

(四) 町内主要道路舗装改修 (昭和三十三年)

(五) 平台、東宿中、大道、中学校消火用貯水池新設 (昭和三十四年)

(六) 塵芥処理場新設 (昭和三十四年)

(七) 公営住宅六十戸建設 (昭和三十五年)

(八) 農道新設改修 (昭和三十六年)

(九) 中学校雨天体操場兼講堂 (昭和三十六年)

新設

六、学校の名称

新設

小学校 真鶴町立 真鶴小学校

真鶴町立 岩小学校

中学校 真鶴町立 真鶴中学校

七、公民館

現真鶴町公民館を真鶴町中央公民館とし、岩村役場会議室を同分館とします

八、消防団

現真鶴町消防団の設備を消防団本部とし、大字真鶴へ第一、第二分団を、大字岩へ第三分団を置きま
す

九、真鶴診療所

国民健康保険直営診療所として存置します

一〇、団体に関する事項

農業協同組合、漁業協同組合は夫々現状のまゝであることに定まっています

青年団、婦人会については各単位団の自主的意向によりま

一一、合併に関する両町村協議書の要点

(一) 現両町村議会議員二十八人は任期を一ケ年延長し、なお第一回の一般選挙に限り真鶴地区十

六人岩地区六人の定数を定めます

(二) 教育委員は五人で真鶴地区三人 岩地区二人とします

(三) 農業委員は一ケ年両地区に置くことを県知事に申請します

(四) 選挙管理委員は真鶴地区二人 岩地区一人とします

(五) 国民健康保険の負担は三年間現在の方法で賦課し、なお水道料も新計画完成まで同様不均一とします

(六) 町長のでない地区から助役を選任します

(七) 両地区の財産はすべて新町に帰属します

人口九千七十八人 戸数千八百九十一戸、面積六、六平方料（土地台帳面は六百七十町歩）の新生真鶴町は内閣総理大臣の告示と同時に、本年九月三十日発足する手続を進めて居ることをここに御報告いたします

昭和三十一年八月二十一日

真鶴町岩村町村合併促進協議会

(真鶴町役場蔵)

議員任期、定数、助役の選任の仕方等、表立って議論されなかったが、関係者にとっては切実な事項が本史料の「一一、合併に関する両町村協議書の要点」として載せられている。

町村合併促進法は、一九五三年（昭和二十八）十月一日から一九五六年（昭和三十一年）九月三十日までの四年間の時限立法であった。したがって真鶴町と岩村の合併は、時限切れ直前で実現したといえる。一方合併にともない、新町建設計画等に記載されない事項についても協議が続けられてきた。

153 真鶴町建設計画書 一九五六年八月二十二日

〔表紙〕
「真鶴町建設計画書」

神奈川県足柄下郡真鶴町

神奈川県足柄下郡岩村

真鶴町建設計画

要 項	建 設 計 画
一、新町村名 1、関係町村名 2、合併の形式 二、新町村建設の基本方針	一、神奈川県足柄下郡真鶴町 1、神奈川県足柄下郡真鶴町及び岩村 2、神奈川県足柄下郡真鶴町及び岩村を廃しその区域をもって真鶴町を置く。 二、新町は神奈川県の西南部に位し、北は小田原市に、西は湯河原町に接し、東南は相模湾に面します。 面積は六・六平方杆、人口は九、〇七八人 戸数一、八九一戸であり直線延長約七杆半、最長巾約一杆半であります。 両住民は石材採掘と漁撈を主業とし、岩村住民は蜜柑の栽培も致して居ります。 真鶴町には旧御料林であった御林と、三ツ石の景勝地たる県立公園を擁しますので、観光客は引き

もきらず真鶴駅の利用者は近隣温泉駅に比して左して遜色がないのであります。依て新町は産業開発と観光地たるの体容の完璧を期すべきであります、道路、港湾、海水浴場の整備、上水道完備、公営住宅建設に、特に力を致すべく以下項を追って、その具体方策を掲げるものであります。

記

一、消防施設

(一) 消防貯水槽を増設し消防の万全を期す。

二、土木事業

(一) 町内主要道路を拡張乃至改修する。

三、教育施設

(一) 中学校に雨天体操場兼講堂を新設し次で岩小学校にもこの設備をなす。

四、厚生事業

(一) 公営住宅を建設して、住宅難解消の国策に順応し、且新町の人口増加を図る。

五、衛生施設

(一) 塵芥焼却所を増設し常に町内の清掃を期す。

六、産業対策

(一) 農道を新設乃至完全修理する。

(二) 真鶴港内公有水面を埋立地域拡張と荷揚場繫船岸壁の整備を図り、将来は港内浚渫を施行し広く産業の振興を図る。

(三) 岩漁港は将来防波堤の補強を施し且港内浚渫を施行する。

七、観光

(一) 真鶴町三ツ石附近一帯の観光施設を完備する。

(二) 岩海岸は海水浴場に適するので汚物汚水の流入に清掃設備を加え以て環境の改良に努める。

(三) 岩地内新設二級国道沿線の観光施設に工夫を加える。

三、町村役場、支所又は出張所の統合整備に関する事項 1、役場の位置 2、役場施設の増改新築の方針 3、支所出張所の位置 4、支所出張所の増改築の方針 5、支所出張所で行う事務	
三、 1、神奈川県足柄下郡真鶴町五〇四番地の一とする。 1、合併直後は合併に伴い庁舎が狭隘となるので現真鶴町役場に木造平家建一〇坪を増設する。 2、将来は真鶴駅前附近に鉄筋コンクリート造二階建坪一五〇坪の庁舎を新築する。 1、当分の間現岩村役場の位置に支所を置く。 1、現状のまゝとする。 (一) 戸籍住民登録及び印鑑に関する事務 (二) 配給に関する事務 (三) 土地に関する事務 (四) 徴税及びその収納に関する事務 (五) 国民健康保険（窓口事務）に関する事務	八、上水道事業 (一) 小田原市字江の浦山葵沢水源地と赤沢水源地を併用する全地区への上水道新規計画を実現する。 (二) 右が実現困難の場合は赤沢を水源地とする。主として岩地区への簡易水道の実現を期する。 (三) 真鶴町現上水道の拡張既定計画は新町上水道総合計画の一部として継続施行する。 九、その他 (一) 将来財政の都合を見て真鶴岩各小学校に学校給食を実施し、状況によって保育所を新設する。 (二) 真鶴駅附近に役場庁舎を建築する。

6、その他庁舎の転用の方針等	(六) 農業委員会に関する事務 (五) 輕易なる証明に関する事務 (四) その他輕易な事件で特に町長が指定した事務 1、現岩村役場会議室を岩公民館に転用する。
四、小学校中学校その他の教育文化施設の統合整備に関する事項 1、小学校の位置 2、小学校舎の増改築の方針 3、小学校の学区 4、中学校の位置 5、中学校校舎の増改築の方針 6、中学校の学区 7、小中学校舎の転用の方針 8、その他の学校の統	四、 1、位置は現在のまゝとする。 2、校名は次のとおりとする。 (一) 真鶴町立真鶴小学校 (二) 真鶴町立岩小学校 1、校舎については現在のまゝとする。 2、将来岩小学校に雨天体操場兼講堂木造平家建八〇坪を新設する。 3、将来両小学校に給食施設をなし小学児童の心身の健全なる発達に努める。 1、現状のまゝとし特別の事情があるときは少数の例外を認める。 1、位置は現在のまゝとする。 2、校名について現真鶴町岩村中学校組合立真鶴中学校を廃し真鶴町立真鶴中学校と改称する。 1、雨天体操場兼講堂木造平家建二〇〇坪を新設する。 1、現状のまゝとする。 1、なし。 1、なし。

合整備に関する事項 9、公民館の統合整備に関する事項 10、図書館の統合整備に関する事項	五、消防施設の統合整備に関する事項 1、消防器材器具の統合整備に関する事項 2、消防団の統合整備に関する事項	六、病院診療所隔離病舎その他の衛生施設の統合整備に関する事項 1、病院の統合整備に関する事項 2、診療所の統合整備に関する事項 3、隔離病舎の統合整備に関する事項
五、 1、現真鶴町公民館を真鶴町中央公民館とし現岩村公民館を真鶴町中央公民館岩分館とし施設及び内容の充実強化を図る。 1、各公民館内に図書室を設け、内容の充実を図る。	五、 1、次の地区に消火用貯水池を新設し消防力の充実強化を図る。 真鶴町発心寺附近 一〇〇立方メートル 一箇所 同 大 道附近 一〇〇立方メートル 一箇所 同 中学校々庭 一〇〇立方メートル 一箇所 岩村丸山平台附近 一〇〇立方メートル 一箇所 1、新町に消防団本部を置き現真鶴町消防団を真鶴町第一分団及び第二分団とし現岩村消防団を第三分団とする。 2、合併関係町村の消防団の定員並びに器材器具は現在のまゝとするも将来はその合理化を図る。	六、 1、なし。 1、現真鶴町診療所は引続き新町の国民健康保険直営診療所として存置しなほ内容の整備充実を図る。 1、現真鶴町岩村組合立隔離病舎をそのまま使用する。

4、墓地火葬場じんかい処理場その他の衛生施設の統合整備に関する事項	七、授産施設保育所その他の厚生施設の統合整備に関する事項 1、授産施設の統合整備に関する事項 2、保育所の統合整備に関する事項 3、公営住宅公園運動場その他の厚生施設の統合整備に関する事業	七、 1、なし。 1、将来状況により現真鶴小学校脇真鶴町有地に二〇〇人収容可能な公営保育所木造平家建一五〇坪を新設する。 1、適当な場所を選定し五ヶ年計画をもって六〇戸の第一種公営住宅を建設するこの住宅は建設五ヶ年経過後住居者に分譲するものとする。	八、道路、橋、トンネルその他の土木施設の整備に関する事項 1、道路の整備に関する事項	八、 1、観光計画と相俟って左記道路の新設改良並びに整備を図るものとする。 (一) 岩真鶴停車場線道路舗装 三五五・五米 巾員五 米 (二) 丸山線道路舗装並びに下水設備 五五八米 巾員五 米
--	--	--	--	--

九、水道事業自動車運送事業その他の公営企業に関する事項 1、水道事業に関する事項	5、その他の土木施設の整備に関する事項 4、港湾の整備に関する事項 3、トンネルの整備に関する事項 2、橋梁の整備に関する事項
九、 1、小田原市字江の浦赤沢水源地の確保と共に八貫山水源の確保に努め両水源を併用して新町全域に亘り優良水の給水全体計画を樹て住民の最も熱望する上水道対策の万全を期する。 2、右全体計画の実施が困難なときは赤沢を水源地とする主として岩地区を給水区域とする簡易水	1、なし。 1、真鶴港の左記事業は引続き継続実施する。 (一) 公有水面埋立事業に関連する岩壁事業 延長一〇〇米 巾員 六米 (二) 港内浚渫（岩盤除去） 1、なし。 1、なし。 1、なし。 (一) 松本山農道 六七〇米 巾員 三米 (二) 塔ノ入農道 二〇〇米 巾員 四米 (三) 宮ノ前農道 四〇〇米 巾員 四米 (四) 細山農道 五〇〇米 巾員 三米 2、産業振興の一環として左記農道の新設改修を図るものとする。 (四) 西仲線道路舗装改修 二一〇米 巾員五・五米 (四) 造船場前砂利道新設 二一〇米 巾員五・五米 (五) 中学校前国道舗装改修 二一〇米 巾員六・五米

2、自動車運送事業に関する事項 3、その他の公営企業に関する事項	道を有料道路の進捗と併行して実施する。 3、現に真鶴町において計画施工中の既定拡張計画は新町上水道総合計画の一部として継続施工するものとし、なおこの事業と相俟って次の上水道布設を実施する。 (一) 中学校給水用水道布設三時エタニットパイプ 七六五米 (二) 丸山方面水道布設 五八五米 (三) 大ヶ窪方面水道布設 四二〇米 (四) 謡坂方面水道布設 二四八米 1、なし。 1、なし。
十、基本財産の造成に関する事項	十、 1、現各町村有の基本財産はすべて新町に引き継ぎこれを新町の基本財産として造成に努める。 2、合併記念事業として適当な箇所に植林をする。
十一、前号までに掲げるものの外町村合併の目的を実現するために必要な合併町村の永久の利益となるべき建設事業に関する事項 1、河川に関する事項 2、溜池に関する事項 3、用排水路に関する事項	十一、 1、なし。 1、なし。 1、なし。

第5章 戦後の民主化から町村合併へ

事項 4、堤防に関する事項 5、治山に関する事項 6、開拓干拓に関する事項 7、耕地整理に関する事項 8、公有水面埋立に関する事項 9、都市計画に関する事項 10、その他の建設事業に関する事項	1、なし。 1、なし。 1、なし。 1、なし。 1、真鶴港内の公有水面埋立事業は既定計画に基き継続実施する 埋立工 延長一〇〇米 巾二六米 1、丸山大ヶ窪平台一帯を住宅地区とする。 都市計画については将来考慮する。 1、なし。
十二、本年度及び爾後五ヶ年度の年度別財政計画	十二、 1、別紙添付
十三、その他 1、青年団の統合に関する事項 2、婦人会の統合に関する事項 3、農業協同組合その他の協同組合の統合	十三、 1、現両町村単位団の自主的意向による。 1、現両町村単位婦人会の自主的意向による。 1、農業及び漁業協同組合は何れも現状のまゝとする。

に関する事項
4、その他

附属書類

国に対する要望事項

一、最近頃に観光道路として諸車の往來の劇しい現小田原、熱海線二級国道を完全舗装せられたい。

二、真鶴町東海岸は年々波浪のため侵蝕され近い将来には真鶴港東側遮蔽地は崩壊のおそれがあり従つて真鶴港の機能が停止される事も予想されるのでこれが補強のため東側海岸沿いに真鶴岩の連絡道路を布設し併せて護岸事業を進められたい。

県に対する要望事項

一、真鶴港は商港並びに避難港としてその真価を挙げつゝあるが更に県当局においてはその施設の充実を計るため積極的手段を講ぜられたい。

二、県立真鶴半島公園の開発は新町建設の基本方針に合致するものであるから県当局においては地元新町の意見を尊重して開発に努められたい。

尚、神奈川県県立公園条例第十一条第二項の規定による管理権を地元新町に委任せられたい。

公社等に対する要望事項

一、最近における国鉄真鶴駅の乗降客数は飛躍的增加をみるに至り現に年間乗降客数は二、三〇〇、〇〇〇人を算する状況である。従つて現駅舎は極めて狹隘であり更に将来は旅客数が増加するものと思はれるので速かに現駅舎を拡張すると共に真鶴駅裏口を併設せられたい。

二、現在真鶴駅には普通列車中停車しない列車があり旅客の齊しく不便を痛感するところである。近時頃に乗降客数が激増しつゝある現状に鑑み速かに右通過列車の停車が実現するよう善処されたい。尚ダイヤの許す限り準急行列車の停車を考慮されたい。

三、現在真鶴駅前を通過する有料道路が新設されたがこれが完成に伴い駅前附近の交通量は輻輳し一般通行者

の危険が予想されるので右道路工事と併行して横断地下歩道を設けられたい。

(真鶴町役場蔵)

一九五六年(昭和三十一年)九月五日に行った真鶴町と岩村の合併申請をするにあたって、町村合併促進法第六条一項の規定に基づいて、八月二十二日付で神奈川県に提出した合併後の真鶴町の新町建設計画書である。本書によれば石材・漁業・みかんを柱とした産業開発と観光立町を二本柱として計画が作成されたことがわかる。一方で上水道事業については苦心の様子が読みとれる。付属書類において、当時の国鉄に対して積極的な要望をあげ、真鶴駅の発展と町の発展を結びつけようとした様子が読みとれる。

154

町村の廃置分合について(申請)

一九五六年九月五日

岩真
発第二号

昭和三十一年九月五日

足柄下郡真鶴町長 足柄下郡真鶴町長 橋本徳治

足柄下郡岩村長 足柄下郡岩村長 鈴木鶴太郎

神奈川県知事 内山岩太郎殿

町村の廃置分合について(申請)

昭和三十一年九月三十日から足柄下郡真鶴町及び岩村を廃し、その区域をもつて真鶴町を置くことについて、地方自治法第七条第一項の規定により申請します。

添付書類

- 一、廃置分合を必要とした理由
- 二、合併に至る経緯の概要
- 三、議決書、会議録(関係部分の抜すい)写
- 四、関係町村現況表
- 五、財産処分に関する協議書の写
- 六、新町名選定の理由、新事務所の位置及びその位置決定の理由
- 七、区域変更前後における住民の税負担の変遷見込表
- 八、関係図面
- 九、その他参考書類
- イ、合併条件協議書

ロ、財産及び負債調

ハ、合併直前年度関係町村決算額調

ニ、町村職員調

ホ、合併後の中心地に至る各部落からの距離

一、廃置分合を必要とした理由

真鶴町と岩村は神奈川県の西南部に位し、北は小田原市に、西は湯河原町に接し東南は相模湾に面します。

面積は真鶴町二、一三平方粍、岩村四、四七平方粍であり、人口は、真鶴町六、七六四人、岩村二、三一四人であります。

両町村を通じて直線延長約七粍半最長巾約一粍半裏に箱根連山を負い前方遙かに三浦半島と伊豆川奈崎を左右に遠望する風光明媚の健康地であります。

古来より真鶴町も岩村も等しく石伐採掘と漁撈を主業として居りました。

尚近時住宅の増加によつて真鶴町と岩村はその境界が何処であるか見分け難い状況になつている程であります。

す。

産業の関連と、人家の稠密が永い期間に互つて姻戚関係を一町村と変る処のないまでに深いものに致して居るのであります。

明治初年戸長役場が置かるゝに及び当時の真鶴村、岩村、福浦村は役場事務共同処理のため組合役場を組成昭和二十一年七月組合を解き夫々役場を設置したのでありますが、その間実に八十年の久しきに亘り両町村の親睦を深くして参つたのであります。

而して翌二十二年学制改革により真鶴町と岩村は中学校組合を組成して今日に至つたのであります。

明治四十二年以来数次町村合併の研究は致されたのであります。が機熟さずして実現に至らなかつた処、昭和二十八年町村合併促進法の公布せらるゝに及び両町村合併の必然を痛感し住民の福利と将来への飛躍発展のため全住民は思いを新にして新町村建設にその総意が結集したのであります。

二、合併に至る経緯の概要

昭和二十八年九月町村合併促進法が公布せらるゝや所謂西相地区たる、神奈川県足柄下郡片浦村、岩村、真鶴町、福浦村、吉浜町、湯河原の三町三ヶ村は合併することによつて同法の予期する十分な効果が挙げ得らるべきを信じ同十一月西湘地区町村合併懇談会、次いで合併研究会を結成し研究を進めたのであります。

翌二十九年九月片浦村は小田原市と合併に決したので研究会から脱退するの余儀なきに至つたのであります。三町二ヶ村は合併協議を重ね十一月正規の促進協議会の結成を了しました。

右協議会においては合併期日を昭和三十年四月一日と目標したのですべての手配はこれに向つて進められました。

然るに同年一月末突如関係町村の一部から土地立木を含めた財産区設定と真鶴町岩村への上水道水源供給困難な旨の提案がなされ、真鶴町、岩村の意志と相反するに至り五ヶ町村合併は遂に決裂して、新に福浦村、吉浜町、湯河原町は湯河原町と称して合併する事となつたの

であります。

同年三月真鶴町は岩村との合併を研究したのであります。すが岩村は冷却期間を置いたのであります。

翌三十一年六月新市町村建設促進法が公布せらるゝや真鶴町は時を移さず同月十五日岩村へ合併を申入れ且、基本方針として、(一)形式は合体合併 (二)議会議員の第一回選挙に限り、選挙区を設けて、定数は人口比例によ

らず協議で定める (三)漁業協同組合は現状のまゝとし岩村の漁業に対する権益は尊重し (四)岩村住民の保有する石材採掘権及び漁業者の保有する既得権益は尊重し (五)助役は町長の出ていない地区から選任する。要旨の文書を手交したに始まり岩村は漸く真鶴町との合併に賛意を表して七月九日その旨の回答を真鶴町に致したのであります。

これに先だち岩村民は小田原市との合併の可否につきましても研究したのであります。すが遂に真鶴町との合併を決議して各十人の促進協議会委員を選出し、第一回協議会は同月二十二日、第二回は同月二十七日、第三回は八

月七日、第四回は同月十七日の前後四回と二回の小委員会が開かれたに止まり全国稀に見る速度をもつてすべて

四、関係町村の現況表

の案件は住民の希求をあます処なく取入れてここに円満妥結するに至つたのであります。

業 態・生 態	区 域	人 口 増 加 率 (三ヶ年)	連 たん 状 況 戸 全 戸 数 に 対 する 割 合 数	戸 数 官 報 公 示 在	人 口 密 度	人 口 官 報 公 示 在	区 別
業 態 都 市 的 商 工 業 計 他	南 東 面 北 西 積	昭和28年 2%	九六八戸 六八%	一、四二四戸 四〇三戸	三、一七六人	六、七六四人	真 鶴 町
		昭和29年 3%				六、七二〇人	
		昭和30年 3%					
三、八二五人 四、七六七人	二・一三平方秆 二・八一秆 〇・九〇秆	昭和28年 1%	一六〇戸 三二%	四六七戸 四六〇戸	五〇五人	二、三一四人	岩 村
		昭和29年 Δ 0.5%				二、二五八人	
		昭和30年 2%					
一、一八八人 一、三三九人	四・四七平方秆 八・六一秆 二・五〇秆	昭和28年 3%	一、二八戸 六〇%	一、八九一戸 一、八六三戸	一、三七五人	九、〇七八人	合 計
		昭和29年 2.5%				八、九七八人	
		昭和30年 5%					
六、一二四人 五、〇一一人 一、一一三人	六・六〇平方秆 八・六一秆 二・五〇秆						

第5章 戦後の民主化から町村合併へ

前 年 度 予 算 総 額	町 村 税	県 税	国 税	公 営 企 業	文 化 施 設	中 学 校 以 上	官 公 署	の 割 合
	一 納 人 税 当 額	一 納 人 税 当 額	一 納 人 税 当 額	上 水 道	公 公 図 民 書 園 館 館	中 学 校	巡 巡 国 郵 小 役 査 査 鉄 便 学 駐 部 停 車 在 長 派 場 局 校 場 所 所 場 局 校 場	業 態 そ の 他 の 農 業 計 他 業
三三、二〇九、五三四円	八、二四三、四七三元 一、二七五円	三、二七〇、一五六円 四八三元	一〇、六二三、五〇〇円 一、五六九円	一	一 一 〇	一	一 一 一 一 一	一、九七七人 一、四一四人 五八三人
一二、〇六四、五七八円	三、四七七、九一七円 一、五〇三元	七三七、六八二円 三一九円	四、三八三、一〇〇円 一、八九四円	一	〇 一 〇	〇	一 一 一 一	九三八人 六一九人 九五七人
四五、二七四、一二二円	一一、七二一、三九〇円 一、二九一円	四、〇〇七、八三八円 四四一円	一四、九九六、六〇〇円 一、六五二円	二	一 二 〇	一	一 一 一 二 二 二	二、〇三三人 二、九五四人 九二一人

郵便	鉄道乗客数	交通状態普及 状態	生産額内訳	生産額	娯楽施設	衛生施設	（資本金）会社	銀行
受発 信信	降乗 客客	鉄道軌道駅 乗合自動車 その他自動車 量量量	農水産 漁業 水産業 鉱業 その他	総戸 当額	映画館	診療所 病院	五百萬圓以上 一千萬圓以上	本店 支店
三〇〇、二四二通	一、一四四、八三九人 一、一六一、六五三人 二〇三、六一八通	一 三 五	一九〇、〇〇〇千円 一八、〇〇〇千円 一、五〇〇千円	二一四、五〇〇千円 一五〇、六三二円	一	一		一
五三、〇〇〇	五五、〇〇〇 		一〇〇、〇〇〇千円 一六、五〇〇千円 三〇、〇〇〇千円 三、〇〇〇千円	一四九、五〇〇千円 二九六、〇四〇円				
三五三、二四二通	一、一四四、八三九人 一、一六一、六五三人 二五八、六一八通	一 三 五	二九〇、〇〇〇千円 四八、〇〇〇千円 四、五〇〇千円	三六四、〇〇〇千円 一九一、四九一円	一	一		一

発	信	三、九七二通	五〇〇	四、四七二通
受	信	六、三六〇通	一、二〇〇	七、五六〇通
電	話	二四七	五一	二九八
郵便局種数等級別数	集配特定局	無集配特定局		一
ラジオ聴取戸数	一、一二九戸	三九八戸		一、五二七戸

五、財産処分に関する協議書の写

合併に伴う財産処分に関する協議書

昭和三十一年九月三十日足柄下郡真鶴町及び岩村を廃し、その区域をもつて真鶴町を設置することに伴う財産処分を次のとおり決定する。

- 一、真鶴町の財産は、全部真鶴町に帰属せしめる
- 一、岩村の財産は、全部真鶴町に帰属せしめる

昭和三十一年九月五日

足柄下郡真鶴町長 橋本徳治

足柄下郡岩村長 鈴木鶴太郎

六、新町名選定の理由、新事務所の位置及びその位置決定の理由、新町名選定の理

真鶴町と岩村の合併に際し全然新たな名称を附することなく真鶴町といたしましたのであります、即ち真鶴岬は東に大磯の鼻、西に伊豆川奈崎を両翼とした鶴の首に似ている処より、往音真名鶴と冠せられたのであり、中世紀真鶴と改められたと記録せられて居ります。

両町村は箱根連山の裾に位し特に相模湾に突出する真鶴半島の景勝は漸次国内に宣伝せられ、観光適地の真価は真鶴の名と共に日を追つて広まりつゝある時に、合併のため真鶴町の名を葬り去るのは忍び得ないのでこれと定めたのであります。

新事務所の位置及びその位置決定の理由、現真鶴町役場を本庁とし岩村役場を支所といたしますが、これは当

分の措置として自然であり住民に何等の不便を招かないのであります。

将来は岩支所を廃し真鶴駅附近に庁舎を新築します。

九、その他参考書類

合併に関する協議書

昭和三十一年九月三十日真鶴町及び岩村を廃し、その区域をもつて真鶴町を設置するに伴い、別に策定する新町建設計画又はその他の協議書に明文を以つて記載されない事項で、協議を要すると認められる事項について、次のとおり協議決定する。

一、議会議員の任期、定数について

合併の際、現に真鶴町及び岩村（以下「合併関係町村」という。）の議会の議員の職にある者は、町村合併促進法第九条第一項第一号の規定によるこの協議に基づき、合併後一箇年を限り新町の議会の議員として引き続き在任するものとし、当該期間中はその数をもつて新町の議会の議員の定数とする。但し、議員に欠員を生じたときは、当該期間中においても、これに応じて

地方自治法第九十一条第一項の規定による定数に至るまで減少すること。

前項の任期満了後又は議員がすべてなくなつたとき最初に行はれる選挙に限り、現真鶴町及び現岩村を区域とする選挙区を設け、人口に比例して各選挙区における選挙すべき議会の議員の数を定めること。

二、教育委員会の委員について

教育委員会の委員の定数は五人とし、その選任にあつては、次の区分により選任すること

真鶴地区 三人

岩 地区 二人

三、農業委員会について

農業委員会の設置及びその区域については、合併後一箇年に限り農業委員会等に関する法律第三条及び第三十四条の規定によりこの協議に基づき、合併関係町村に設置されている農業委員会を、そのままその区域を区域として新町の地区農業委員会として存続せしめることを、神奈川県知事に申請すること、従つて右許可

後は現に合併関係町村の農業委員会の委員の職にある者は、合併後一箇年に限り新町のそれぞれの地区農業委員会の委員として引き続き在任すること

四、選挙管理委員会の委員について

選挙管理委員会の委員及び補充員を議会において選挙を行うときは、原則として次の区分により且つ常に両地域に属する委員が存在するように考慮すること

真鶴地区 二人

岩 地 区 一人

五、一般職の職員の身分取扱について

合併の際現に合併関係町村の一般職の職員として在職している者については、すべて新町の一般職の職員として任用し、その給与につき不均衡があるときは、新町においては是正調整する。なお、これらのものうち合併後一年以内に退職を申出た者がある場合においては、その者に係る退職手当の支給については能うる限り優遇するよう新町において条例措置をすること。

六、国民健康保険の取扱いについて

被保険者の負担については、保険税とするか保険料とするかは合併後三年後において決定する。但し合併後三ヶ年に限り現行通り、それ／＼の地域毎に不均一に賦課する。

七、水道料金について

水道料金は、小田原市江の浦地区を水源とする上水道事業が完成するまでは不均一とする。

八、助役の選任について

新町の助役は、町長の出ていない地区から選任する。

昭和三十一年九月五日

足柄下郡真鶴町長 橋本徳治

足柄下郡岩 村長 鈴木鶴太郎

(真鶴町役場蔵)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項は「市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基づき都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を

経てこれを定め、直ちにその旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ（以下略）」と定めていた。本史料はこうした規定に基づいてなされた神奈川県知事への合併申請である。なお申請書添付書類については一部を割愛した。